

平成 2 7 年度
製品安全政策に関する取組状況について

平成 2 8 年 6 月 3 0 日
経済産業省
商務流通保安 G
製品安全課

はじめに

重大製品事故報告・公表制度は、重大製品事故の情報を社会全体で共有することで、製品事故被害の再発・拡大を防止することを目的として、平成１９年５月１４日に創設された。

平成２１年９月１日の消費者庁の創設により、重大製品事故報告の受理・公表を消費者庁が担当し、事故原因究明・再発防止策等を経済産業省が担当することになった。

本制度は、消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、その製造・輸入に係る消費生活用製品に重大製品事故（死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故）の発生を知ったときは、１０日以内に当該製品の「名称」、「型式」、「事故の内容」等を内閣総理大臣に報告することを義務付けている。

製品事故情報を収集・公表して広く社会に周知することで、類似の重大製品事故の防止を図るものであり、公表された情報については、経済産業省のウェブサイト「製品安全ガイド」に掲載している。

製品安全ガイド(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

上記制度と併せ、経済産業省は、事業者に対して、(独)製品評価技術基盤機構（NITE）に非重大製品事故を前広に報告するよう要請しており、NITEは事業者からの報告に加え、各地の消防機関からの製品火災情報、消費生活センター等から情報収集を図り、収集した情報を事故データベースとして構築している。経済産業省は、重大製品事故報告及び非重大製品事故情報を併せて、安全対策の検討に活用している。

I 章 製品事故の発生状況

1. 重大製品事故報告の受付・公表状況

- (1) 重大製品事故の受付状況
- (2) 重大製品事故の公表等処理状況
- (3) 製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況

2. 重大製品事故が多発している製品の原因等分析

- (1) 電気製品（エアコン、照明器具、延長コード、電気ストーブ、パソコン）
- (2) 燃焼器具（ガスこんろ、石油ストーブ、ガスふろがま、石油給湯器、石油ふろがま）
- (3) その他の製品（自転車、脚立・踏み台・はしご、いす、靴、なべ・やかん）

3. リコール未対策品の重大製品事故の発生状況

- (1) 事業者の自主リコールの状況
- (2) リコール未対策品による重大製品事故の発生状況
- (3) リコールフォローアップの実施状況
- (4) 事業者のリコール追加対策の取組状況

4. 経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）

- (1) 点検制度の対象品目
- (2) 表示制度の対象品目
- (3) 対象製品以外で注目する製品
- (4) 対象品目の見直し状況
- (5) 点検制度の施行状況について

5. N I T E の製品事故情報の収集状況

- (1) 平成25年度の製品事故情報収集の概要
- (2) 平成25年度の事故情報上位品目
- (3) 非重大製品事故情報の活用状況
- (4) N I T E における製品事故の未然防止対策の取組状況
- (5) 高齢者関連事故の収集
- (6) 子ども関連事故の収集

Ⅱ章 製品事故の未然防止・再発防止のための対策

1. 経済産業省の取組

- (1) 製品事故の再発防止に向けた取組
- (2) 重大製品事故調査の充実にに向けた取組

2. 事業者等の自主的取組

- (1) 関係事業者団体等による注意喚起等
- (2) 関係事業者との連携による製品安全対策の推進
- (3) 事業者の自主的取組の促進

3. 消費者に対する注意喚起

- (1) N I T Eの定期プレス公表による注意喚起
- (2) 広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起
- (3) 製品安全セミナー、製品安全総点検週間における周知
- (4) 政府広報等を活用した注意喚起

4. 国際連携の状況

- (1) 国際的な枠組みでの取組
- (2) 多国間の枠組みでの取組
- (3) 中国との取組
- (4) 韓国との取組
- (5) 米国との取組

I 章 製品事故の発生状況

1. 重大製品事故報告の受付・公表状況

(1) 重大製品事故の受付状況

平成27年度の重大製品事故の受付件数は885件で、昨年度(892件)と比較して7件減少した。

機器別の受付状況は、ガス機器が109件(全体に占める比率12.3%)、石油機器98件(同11%)、電気製品530件(同59.9%)、その他148件(同16.7%)であった。

また、被害別の受付状況は、死亡30件(全体に占める比率3%)、重傷147件(同17%)、一酸化炭素中毒を9件(同1%)、火災701件(同79%)であった。

平成19年5月の創設から2年間は、受付件数に大きな変動があったが、3年目の平成21年度から平成23年度は、概ね1150件前後で推移していた。その後、平成24年度～平成27年度は受付件数に減少傾向が見られる。また、機器別・被害別の内訳は、個別製品の事故による増減はあるものの、全体的な傾向に大きな変化はない。

＜平成27年度の機器別・被害別の受付件数＞

	死亡		重傷		火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
ガス機器	5	(3)	4	(3)	96	4	0	109(12%)
石油機器	7	(7)	0	(0)	91	0	0	98(11%)
電気製品	7	(5)	24	(3)	497	2	0	530(60%)
その他	11	(2)	119	(5)	17	1	0	148(17%)
合計	30 (3%)	(17)	147 (17%)	(11)	701 (78%)	7 (1%)	0 (0%)	885 (100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(17件)、「火災」かつ「重傷」(11件)の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では729件となる。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

平成27年度の受付件数のうち、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複を除去した後の人的被害は、死亡30名、重傷147名、一酸化炭素中毒16名、後遺障害0名であった。また、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複及び報告後、火災扱いでなかったことが判明した事故を除去した物的被害件数は、675件であった。

<平成19年度から平成27年度の受付件数>

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ガス機器	189(16%)	218(16%)	201(17%)	200(17%)	164(14%)	148(14%)
死亡	16	12	5	7	9	3
重傷	12	11	14	13	11	16
火災	151	182	174	176	144	127
一酸化炭素中毒	10	13	8	4	0	2
後遺障害	0	0	0	0	0	0
石油機器	163(14%)	202(14%)	180(15%)	140(12%)	172(15%)	126(12%)
死亡	9	15	16	11	12	13
重傷	3	7	4	3	4	4
火災	146	178	157	124	156	106
一酸化炭素中毒	5	2	3	2	0	3
後遺障害	0	0	0	0	0	0
電気製品	595(50%)	751(53%)	572(49%)	565(50%)	606(52%)	597(55%)
死亡	21	14	6	12	11	13
重傷	26	53	27	21	30	34
火災	544	683	538	532	565	549
一酸化炭素中毒	3	0	1	0	0	1
後遺障害	1	1	0	0	0	0
その他	243(20%)	241(17%)	219(19%)	237(21%)	227(19%)	206(19%)
死亡	27	18	20	20	27	17
重傷	186	184	173	190	172	169
火災	28	34	23	27	27	19
一酸化炭素中毒	0	0	0	0	0	1
後遺障害	2	5	3	0	1	0
合 計	1190(100%)	1412(100%)	1172(100%)	1141(100%)	1169(100%)	1077(100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」、「火災」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

<平成19年度から平成27年度の受付件数（続き）>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ガス機器	120(13%)	124(14%)	109(13%)
死亡	5	4	5
重傷	7	5	4
火災	106	112	96
一酸化炭素中毒	2	3	4
後遺障害	0	0	0
石油機器	126(12%)	82(9%)	98(11%)
死亡	7	9	7
重傷	4	2	0
火災	115	70	91
一酸化炭素中毒	0	1	0
後遺障害	0	0	0
電気製品	574(61%)	526(59%)	530(62%)
死亡	9	8	7
重傷	25	16	24
火災	540	501	497
一酸化炭素中毒	0	1	2
後遺障害	0	0	0
その他	121(13%)	160(18%)	148(17%)
死亡	5	12	11
重傷	109	142	119
火災	7	6	17
一酸化炭素中毒	0	0	1
後遺障害	0	0	0
合 計	941(100%)	892(100%)	855(100%)

注)：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

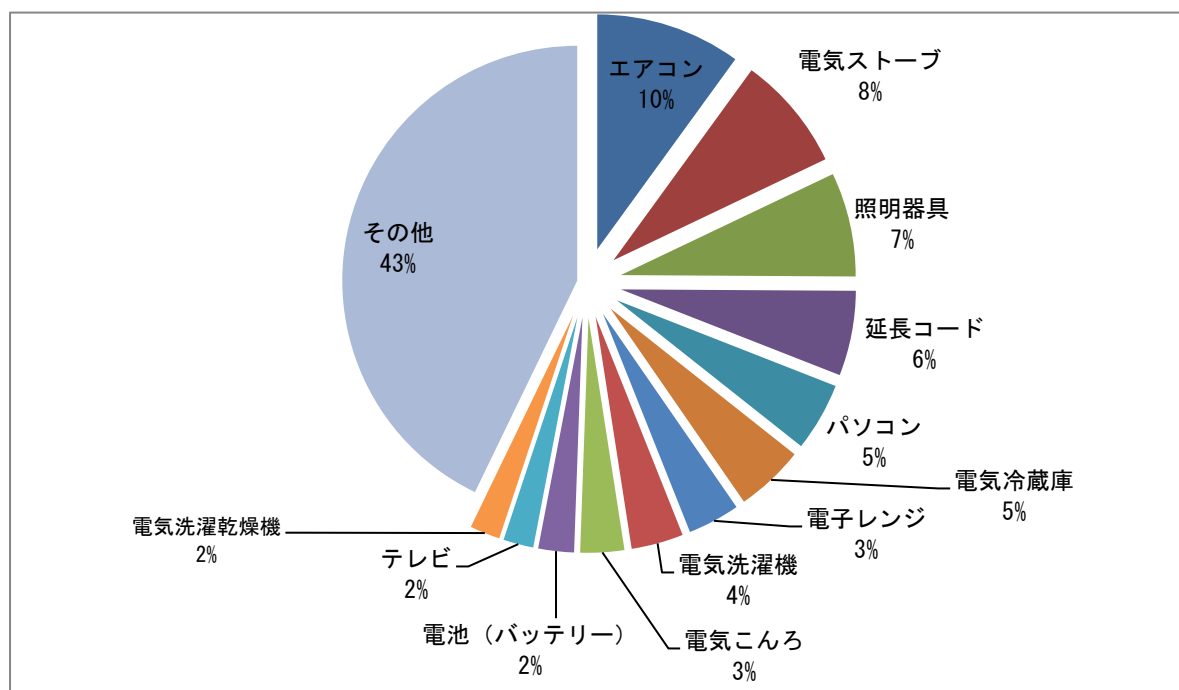
- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」、「火災」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

① 受付件数上位品目

<平成 27 年度 電気製品の受付状況>

平成 27 年度の受付件数上位 5 品目

- 1 エアコン 53 件（うち室外機は 22 件）、2 電気ストーブ 42 件、
3 照明器具 38 件、4 延長コード 31 件、5 パソコン 25 件



電気製品では、平成 19 年度以降受付件数の多い「エアコン」が 27 年度も同様に最も多く、その他は、26 年度から順位が入れ替わったが、同様の製品が上位となった。

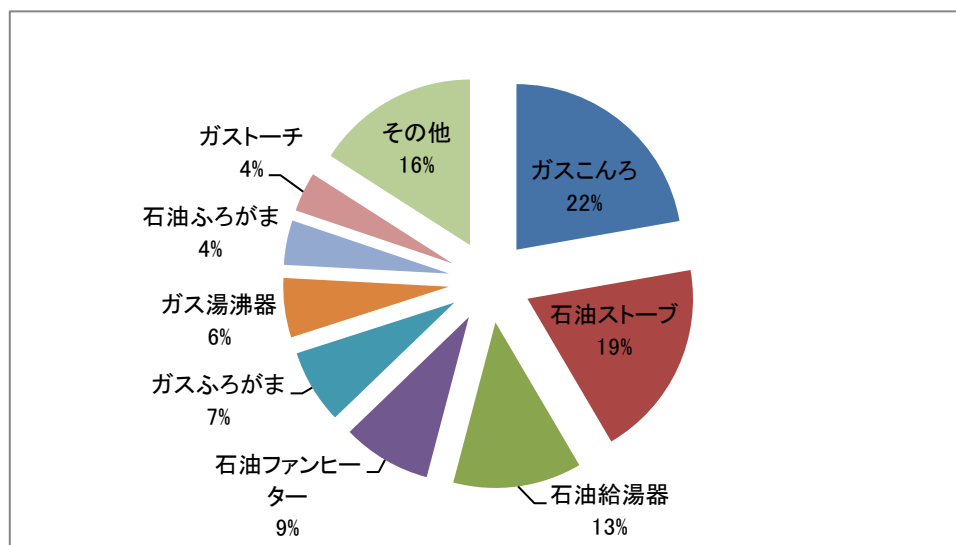
<電気製品の上位 5 品目の推移>

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 エアコン	61	エアコン	65	エアコン	63	エアコン	47	エアコン	53
2 電気ストーブ	52	電気ストーブ	48	電気ストーブ	45	照明器具	35	電気ストーブ	42
3 照明器具	50	電気冷蔵庫	30	電子レンジ	37	延長コード	31	照明器具	38
4 電気冷蔵庫	33	電子レンジ	28	電気冷蔵庫	34	電気ストーブ	28	延長コード	31
5 電子レンジ	25	電気洗濯機	23	扇風機	28	パソコン	26	パソコン	25

<平成27年度 燃焼器具の受付状況>

平成27年度の受付件数上位5品目

- 1 ガスこんろ45件、2 石油ストーブ40件、3 石油給湯器26件、
4 石油ファンヒーター18件、5 ガスふろがま15件



燃焼器具では、平成24年度以外は、「ガスこんろ」の受付件数が最も多い。また、「石油ストーブ」がそれに次ぐ受付件数となるケースが多い。他に、「石油ふろがま」「石油給湯機」「ガスふろがま」「石油ファンヒーター」が上位となる傾向が続いている。

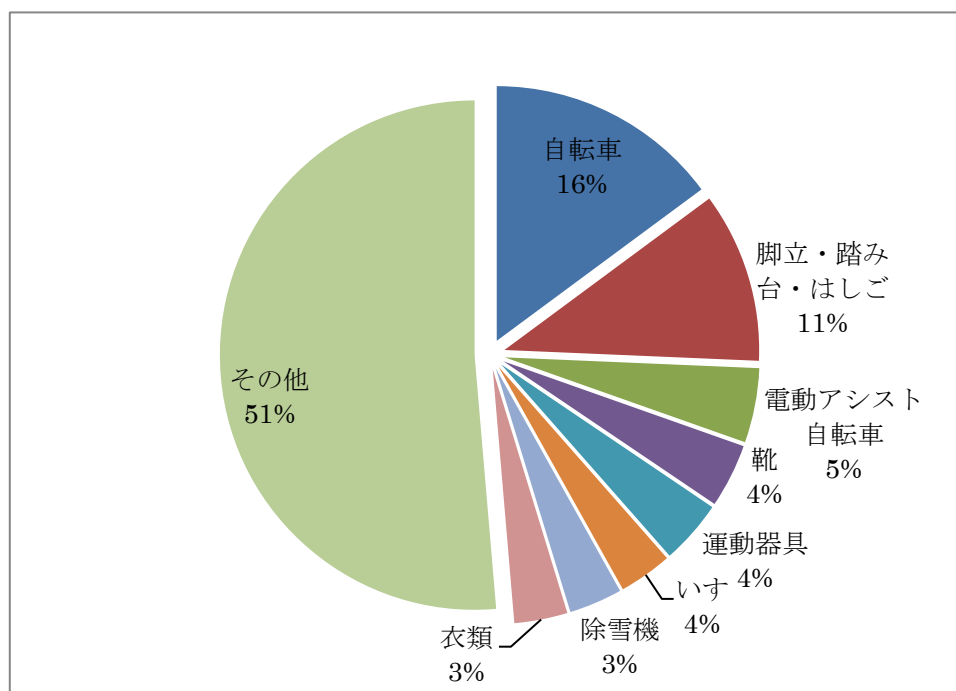
<燃焼器具の上位5品目の推移>

平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1 ガスこんろ	70	石油ストーブ	57	ガスこんろ	54	ガスこんろ	49	ガスこんろ	45
2 石油ストーブ	69	ガスこんろ	52	石油ストーブ	45	石油ストーブ	40	石油ストーブ	40
3 石油給湯機	45	石油給湯機	36	石油給湯機	43	ガスふろがま	30	石油給湯機	26
4 石油ふろがま	26	ガスふろがま	30	ガスふろがま	30	石油給湯機	19	石油ファンヒーター	18
5 石油ファンヒーター	25	石油ファンヒーター	19	石油ふろがま	16	石油ふろがま	12	ガスふろがま	30

<平成27年度 その他の製品の受付状況>

平成27年度の受付件数上位5品目

- 1 自転車23件、2 脚立・踏み台・はしご16件、
- 3 電動アシスト自転車7件、4 靴6件、運動器具6件



その他の製品では、平成19年度以降、自転車の受付件数が最も多く、平成22年度以降、脚立等が次に多い。平成22年度以降、「自転車」「脚立等」「いす」「靴」が上位4品目となっている。

<その他の製品の上位5品目の推移>

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	品目名	件数		品目名	件数		品目名	件数		品目名	件数		品目名	件数	
1	自転車	32		自転車	24		自転車	22		自転車	30		自転車	23	
2	脚立等	22		脚立等	22		脚立等	20		脚立等	21		脚立等	16	
3	靴	13		靴	18		いす	11		いす	16		電動アシスト自転車	7	
4	いす	13		いす	17		靴	10		靴	7		靴	6	
5	介護ベッド用手すり	11		電動車いす	14		湯たんぽ	8		なべ・やかん	6		運動器具	6	
5	—	—		湯たんぽ	14		—	—		—	—		—	—	

② 生産国別の受付件数

平成27年度の実産国別の受付件数は、国産が519件（59%）、外国産が366件（41%）であった。外国産を国・地域別でみると、中国283件（32%）、韓国29件（3%）、タイ16件（2%）、台湾8件（1%）等であった。

外国産の事故の割合は（１９年度：２３％、２０年度：２８％、２１年度：３０％、２２年度：３１％、２３年度：３６％、２４年度：３９％、２５年度：４０％、２６年度：４３％、２７年度：４１％）、外国産のうち、中国産の割合が突出して高く、電気ストーブ、電子レンジ、自転車等の件数が多い。

<平成２７年度の生産国別の受付件数>

	国産	外国産	中国	韓国	タイ	台湾	その他	不明	計
ガス機器	95 (87%)	14 (13%)	4 (4%)	9 (8%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	109
石油機器	97 (99%)	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	98
電気製品	270 (51%)	260 (49%)	203 (38%)	20 (4%)	13 (2%)	3 (1%)	21 (4%)	0 (0%)	530
その他	57 (39%)	91 (61%)	75 (51%)	0 (0%)	3 (2%)	5 (3%)	8 (5%)	0 (0%)	148
合計	519 (59%)	366 (41%)	283 (32%)	29 (3%)	16 (2%)	8 (1%)	30 (3%)	0 (0%)	885

（２）重大製品事故の公表等処理状況

重大製品事故報告・公表制度の創設後、平成１９年度から平成２７年度まで受け付けた９８７９件のうち、対象外の案件（消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当）を除く、９７５３件が消費者庁から公表されている。

“ガス・石油機器に係る事故”及び“ガス・石油機器以外の機器に係る事故で製品起因が疑われるもの”については、５営業日以内に「事業者名」、「機種・型式名」が公表されるが、これまでに累計４９５３件が公表された。また、“ガス・石油機器以外の機器について事故原因を調査中のもの”は、「製品名」、「事故概要」のみが公表されるが、平成２７年度末時点で３７０件が調査中であった。最終的に、事故原因が製品起因では無いと判断されたものを除き、全ての案件について、「事故原因」、「事業者名」、「機種・型式名」が公表される。

報告受付時の審査又は原因究明調査の結果、製品起因ではないと判断された案件については、製品事故調査判定合同会議において判断の妥当性が審議される。これまでに製品起因ではないと判定されたものは累計４３７３件で、「製品名」、「事故概要」が公表されている。

＜平成１９年度から平成２７年度における重大製品事故公表等処理状況＞

	事業者名 ・ 型式公表	製品名・事故概要を公表		他省庁 送付案件	重 複 ・ 対象外	計
		原因調査中	製品事故に は非該当			
ガス機器	446	-	1004	0	23	1473
石油機器	705	-	573	0	11	1289
電気製品	3095	263	1890	2	64	5314
その他	707	107	906	55	28	1803
合 計	4953	370	4373	57	126	9879

「事業者名」「型式」を公表した４９５３件のうち、機器別に累計受付件数が多い品目は、以下のとおり。

＜電気製品：３０９５件＞

製品名		件数	製品名		件数
①	エアコン	285	⑥	照明器具	167
②	電気ストーブ	270	⑦	扇風機	159
③	電気こんろ（ＩＨ含む）	207	⑧	テレビ（ブラウン管、液晶等）	121
④	電気冷蔵庫	187	⑨	電気洗濯機	107
⑤	電子レンジ	181	⑩	パソコン	85

＜燃焼器具：１０５２件（ガス機器４４６件、石油機器７０５件）＞

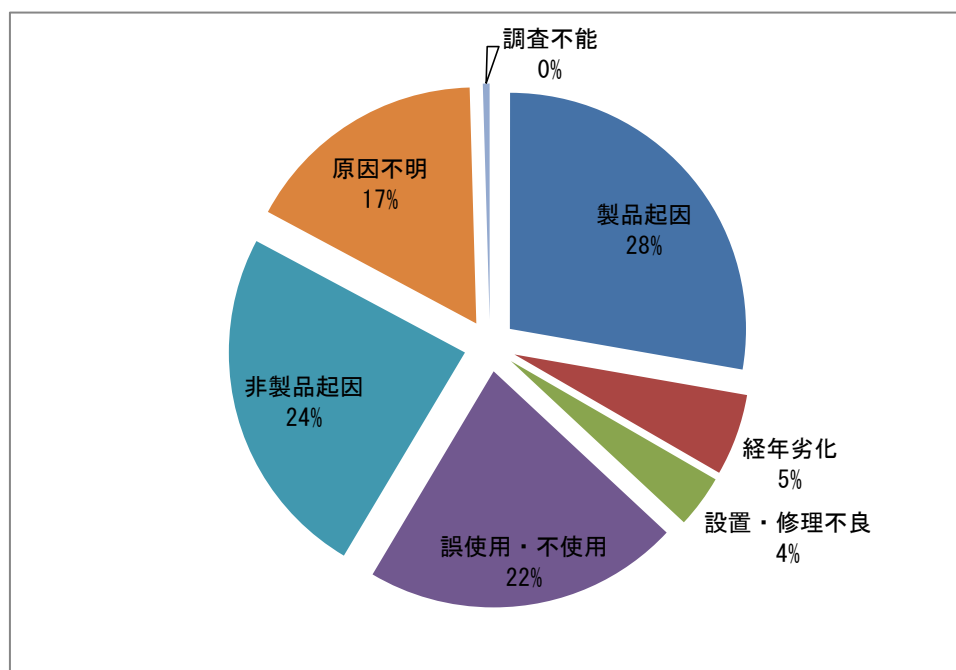
製品名		件数	製品名		件数
①	石油給湯機	328	⑥	石油ファンヒーター	89
②	石油ストーブ	170	⑦	ガス湯沸器	67
③	ガスふろがま	120	⑧	カセットこんろ	29
④	ガスこんろ	115	⑨	ガス栓	21
⑤	石油ふろがま	97	⑩	油だき温水ボイラ	15

＜その他の製品：７０７件＞

製品名		件数	製品名		件数
①	自転車	97	⑤	なべ・やかん	23
②	いす	76	⑦	自転車用幼児座席	20
③	電動アシスト自転車	37	⑧	ライター	18
④	電池・充電電池	24	⑨	脚立・踏み台・はしご	18
⑤	靴	23	⑩	湯たんぽ	16

なお、平成１９年度から平成２７年度までで、調査が終了した案件を事故要因別に分類したところ、経年劣化を含め製品に起因する事故は、全体の３３％。

設置・修理不良、誤使用・不注意及び非製品起因（例えば他の製品火災のもらい火等）等、製品自体に起因しない事故は、全体の５０％となっている。



製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不使用	非製品起因	原因不明	調査不能
2585	521	336	2014	2260	1557	43
28%	6%	4%	22%	24%	17%	0%
33%		50%			17%	

（３）製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況

平成１９年４月３日に開催された消費経済審議会製品安全部会において、以下の事項を審議・判断することを目的として製品事故判定第三者委員会が設置された。平成２７年１２月２２日に開催された消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会との合同会議（略称：製品事故調査判定合同会議）までに、５２６０件が審議された。消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づく製品事故報告において、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」であるか否かに関すること。

- 消安法に基づき報告された重大製品事故のうち、製品起因であるか否か不明な事故について、メーカー名、型式名等を公表するにあたって、製品起因が

主原因であるとは言えないとする判断の妥当性に関すること。

- 重大製品事故報告・公表制度の運用の適切性に関すること。等

平成２７年度は、合同会議が２回開催された。

第１回 平成２７年 ７月２４日（金）

第２回 平成２７年１２月２２日（火）

- 製品起因による事故ではないと判断した案件及び重大製品事故ではないと判明した案件（３件）
- 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件（２９３件）
- 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件（８９件）

2. 重大製品事故が多発している製品の原因等分析

平成27年度の受付件数上位5品目について、平成19年度から平成27年度までの累計受付件数のうち、「事故原因が判明した件数（原因不明、調査中を除く）」から、リコールを実施して個別製品の対策が講じられている「リコール同一原因の事故件数」を除いたものについて、事故原因区分及び主な事故原因等の整理・分析を行った。

＜事故原因区分＞

【製品起因】：設計不良、製造不良、経年劣化等、製品に起因するもの

【誤使用・不注意等】：誤使用・不注意等、製品に起因しないもの

【設置・修理不良等】：設置、修理不良等、製品に起因しないもの

【非製品起因】：その他、製品に起因しないもの

（1）電気製品

① エアコン（室外機含む）

累計受付件数584件（うち室外機が297件）のうち、事故原因が判明した567件から、リコール同一原因の事故件数69件を除く、498件について整理・分析を行った。

＜エアコン（室外機含む）の受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
71	81	61	82	61	65	63	47
平成27年度	合 計						
53	584						

＜エアコン（室外機含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3	5	8	9	6	6	9	7
平成27年度	合 計						
16	69						

498件中、「製品起因」が105件（28％）で、主な事故原因は、電源用コネクター端子間のトラッキングやコンデンサーの経年劣化の影響によるものであった。他方、「非製品起因」が213件（56％）と最も多く、たばこの不始末や他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

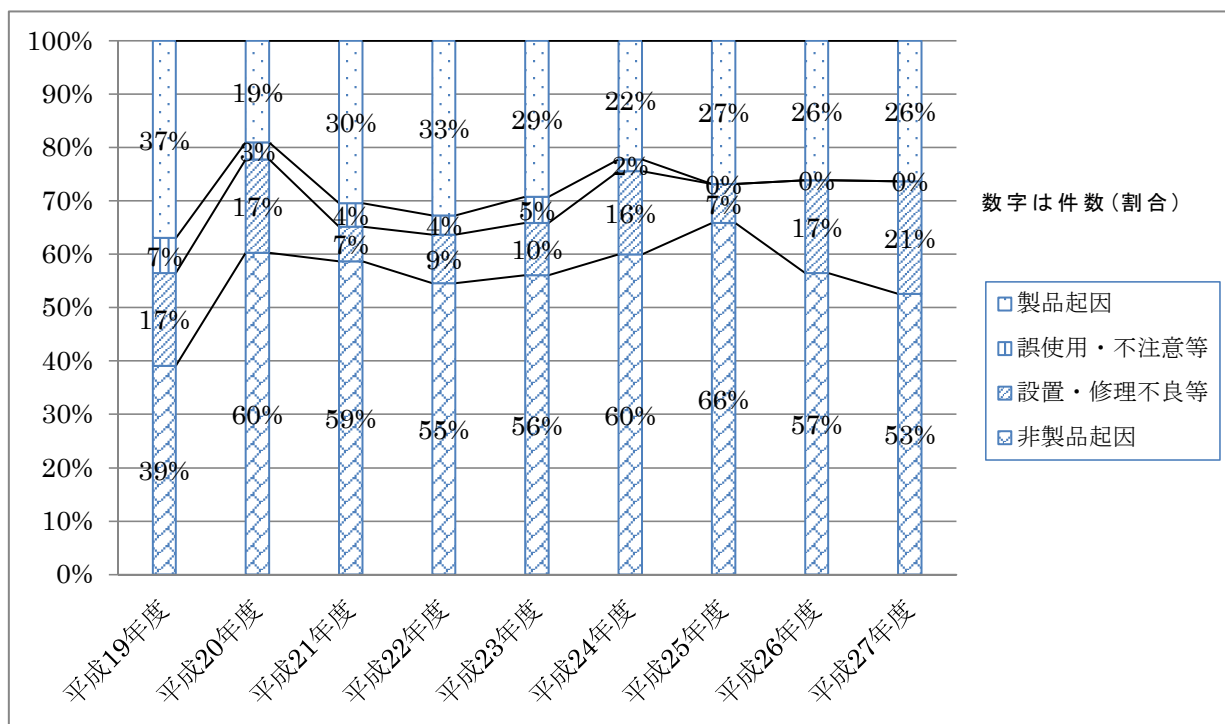
＜エアコン（室外機含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	105 (28%)	・電源用コネクター端子間のトラッキングが影響 ・コンデンサーの経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	12 (3%)	・故障状態を知らず使用を継続したことが影響 ・使用者自身による修理・改造が影響
【設置・修理不良等】	49 (13%)	・室内機と室外機の中継線の不適切な設置が影響 ・コンセントや電源プラグを改造したことが影響
【非製品起因】	213 (56%)	・たばこの不始末 ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成21年度から平成23年度までは「製品起因」が30%台で推移していたが、平成24年度以降は20%台に減少した。

これまで、製品起因の事故は、コンデンサーの不具合が原因とみられる事故が多いことから、電気用品安全法（以下「電安法」という）の技術基準の改正や、長期使用製品安全表示制度（以下「表示制度」という）の対象品目にした。他方、製品起因以外の原因による事故については、継続的に注意喚起のプレスリリースに加えて、エアコンの洗浄や設置工事に対する注意喚起を業界団体等へ行った。

＜エアコン（室外機含む）事故原因区分の年度別推移＞



(参考) エアコン (室外機含む) 事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 電安法の技術基準を改正し、表示制度の対象製品に指定

平成 21 年 9 月 電安法の技術基準を改正し、基板の難燃化及びモーター用
コンデンサーの保安機構装備を義務化

平成 23 年 6 月 NITE プレス「エアコンによる事故の防止」

平成 24 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止」

平成 25 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止」

平成 26 年 6 月 NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止」

平成 27 年 6 月 NITE プレス「夏到来、エアコンや扇風機による火災にご注
意ください」

② 電気ストーブ

累計受付件数 424 件のうち、事故原因が判明した 398 件から、リコール同一原因の事故件数 92 件を除く、306 件について整理・分析を行った。

< 電気ストーブの受付件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
50	67	49	43	52	48	45	28
平成 27 年度	合 計						
42	424						

< 電気ストーブのリコール同一原因の事故件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
8	14	9	17	13	8	8	2
平成 27 年度	合 計						
13	92						

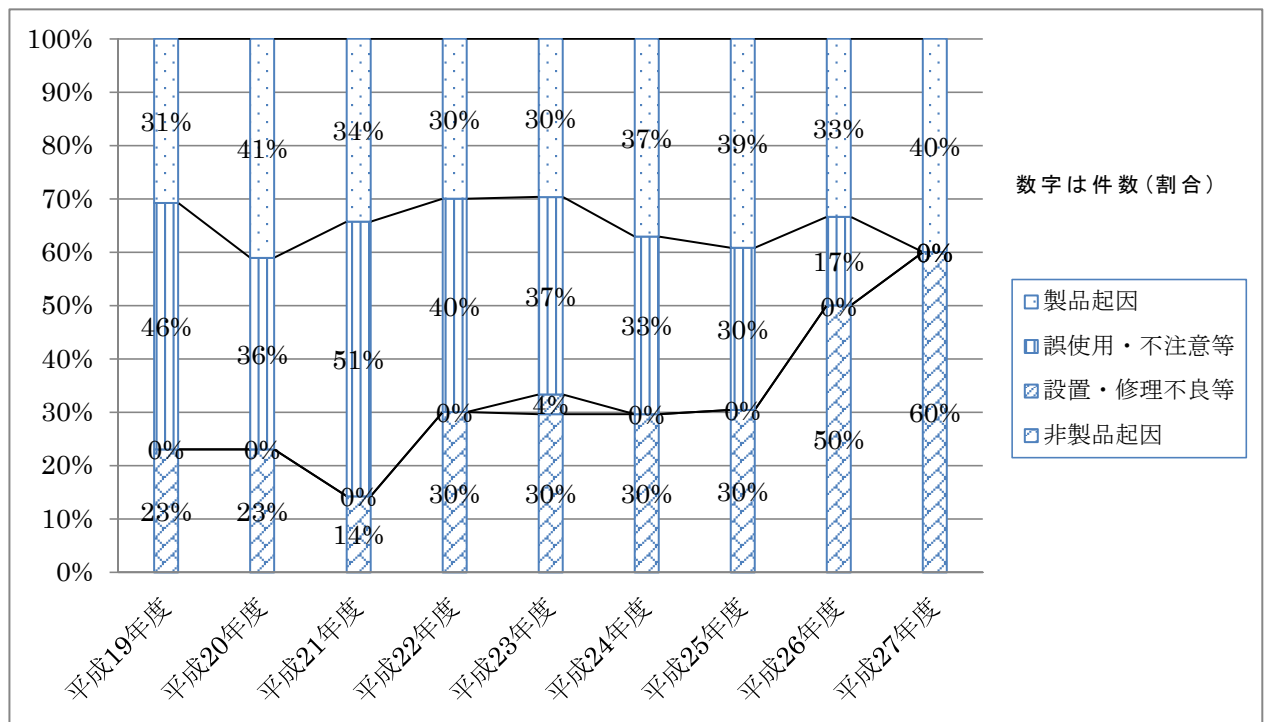
306 件中、「製品起因」が 75 (35%) と多く、主な事故原因は、内部配線の接続不良やダイオードの品質のばらつき、内部配線と電源線の接続不良であった。また、「誤使用・不注意等」が 80 件 (38%) と最も多く、洗濯物等の可燃物の接触や電源コードの取り扱い不備が主な事故原因であった。

< 電気ストーブの事故原因区分別件数と主な事故原因 >

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	75 (35%)	・ 内部配線と電源線の接続不良が影響 ・ ダイオードの品質ばらつきが影響
【誤使用・不注意等】	80 (38%)	・ 洗濯物等の可燃物が接触したもの ・ 電源コードの取り扱い不備が影響 ・ 使用者による修理不良・改造したことが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・ 設置時に屋内配線と電源線の接続不良
【非製品起因】	58 (27%)	・ たばこの不始末、他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、各年度ともに「製品起因」が 30%～40% の間で推移している。製品起因の事故は、製造不良や部品不良が原因によるものが多いことから、電安法の技術基準の改正を行った。製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行った。

<電気ストーブの事故原因区分の年度別推移>



(参考) 電気ストーブ事故の再発防止の取組

- 平成 21 年 9 月 電力調整（強弱制御）用ダイオード及び内部配線屈曲耐久性を高めるように電安法の技術基準を改正
- 平成 23 年 10 月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止」
- 平成 24 年 1 月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止」（再注意喚起）
- 平成 25 年 10 月 NITE プレス「冬の高齢者の製品事故防止」
- 平成 26 年 12 月 NITE プレス「電気暖房機器やゆたんぽ、カイロ等による事故の防止について」
- 平成 27 年 2 月 NITE プレス「震災発生時の製品事故の防止」
- 平成 27 年 11 月 NITE プレス「電気ストーブ等の電気暖房機器による火災及びゆたんぽやカイロ等による低温やけど事にご注意ください」

③ 照明器具

累計受付件数 283 件のうち、事故原因が判明した 272 件から、リコール同一原因の事故 9 件を除く、263 件について整理・分析を行った。

<照明器具の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
27	37	29	27	50	23	17	35
平成 27 年度	合 計						
38	283						

<照明器具のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2	4	2	0	1	0	0	0
平成 27 年度	合 計						
0	9						

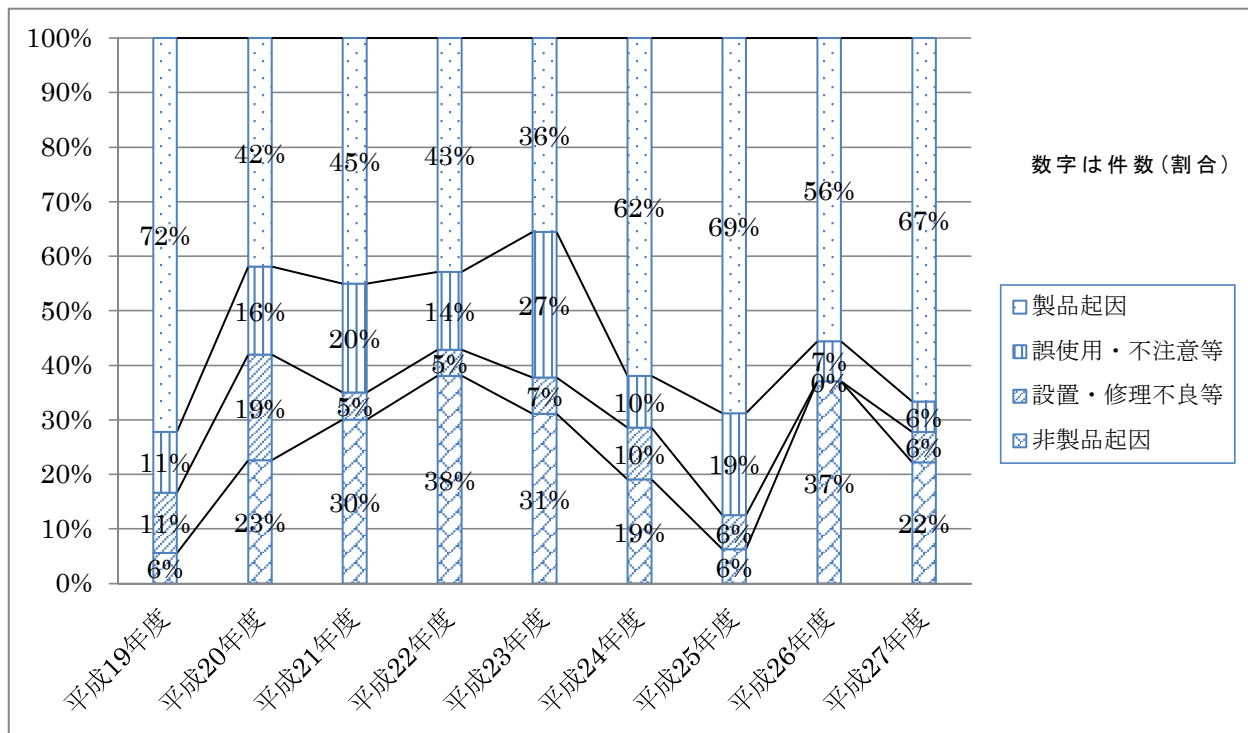
263 件中、「製品起因」が 111 件（51％）と最も多く、主な事故原因は、コンデンサーやトランジスターの経年劣化や、可燃性部品の使用等であった。次に「非製品起因」が 55 件（25％）と多く、小動物の影響等汚れの堆積によるものや、他の出火源によるもの等が主な事故原因であった。

<照明器具の事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	111 (51%)	・コンデンサーの経年劣化が影響 ・トランジスターの経年劣化が影響 ・可燃性の部品の使用が影響
【誤使用・不注意等】	34 (16%)	・可燃物の接触 ・放熱スリットの閉塞が影響 ・指定外の電球の取付けが影響
【設置・修理不良等】	17 (8%)	・可燃物の近傍に設置 ・工事による配線の断線
【非製品起因】	55 (25%)	・小動物の糞尿が影響したもの ・ほこりの堆積が影響したもの ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、製品起因が 40％～70％の間で推移している。製品起因の事故の、主な原因は経年劣化による事故が多いことから、今後、普及啓発活動を継続していく必要がある。

＜照明器具の事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 照明器具事故の再発防止の取組

平成 24 年 7 月 NITE プレス「照明器具による事故の防止」

平成 24 年 7 月 電球形 LED ランプを電安法の対象にするために、電安法の技術基準を改正

④ 延長コード

累計受付件数 171 件のうち、事故原因が判明した 158 件からリコール同一原因の事故 2 件を除く、156 件について整理・分析を行った。

<延長コードの受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
11	24	2	13	17	20	22	31
平成 27 年度	合 計						
31	171						

<延長コードのリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0	0	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	合 計						
2	2						

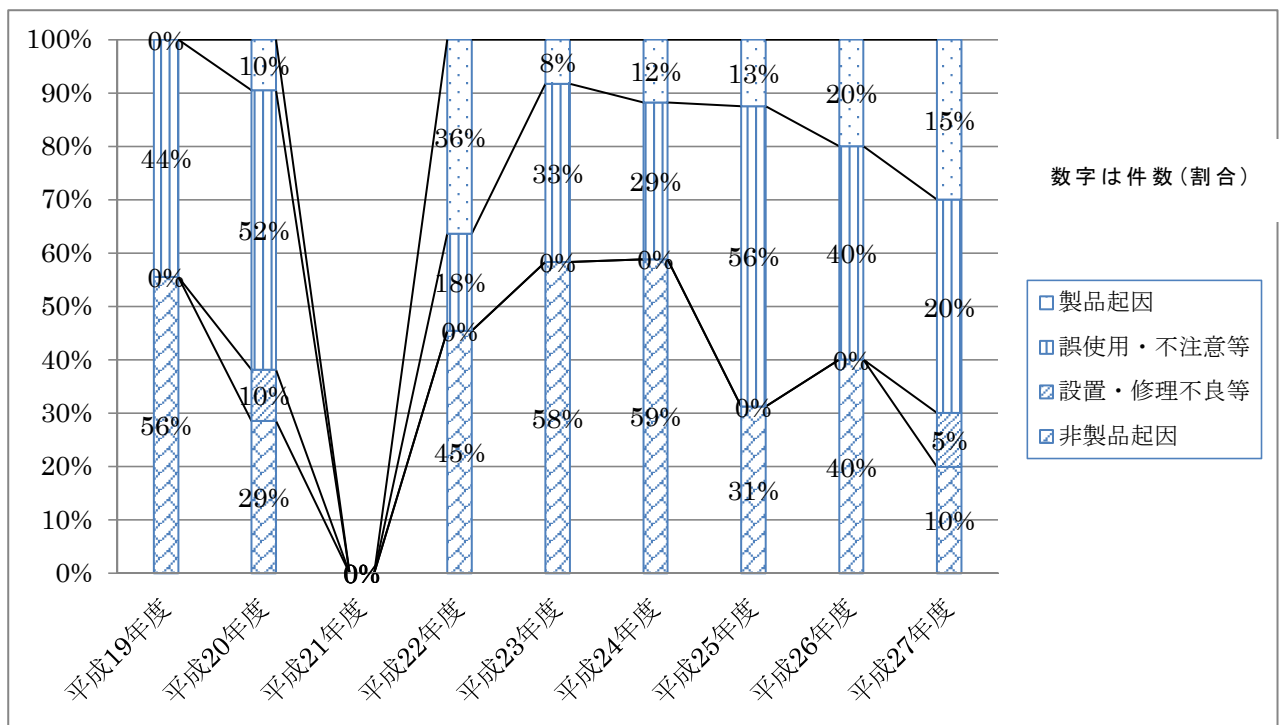
156 件中、「非製品起因」が 48 件（41％）と最も多く、主な事故原因は、他の出火源のもらい火やコードが外力で圧迫されたことが影響したもの等であった。次に「誤使用・不注意」が 48 件（41％）と多く、カシメ不具合による製造不良や経年劣化による接触不良が主な事故原因であった。

<延長コードの事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	18 (16%)	・ カシメ不具合等による製造不良が影響 ・ 経年劣化による接触不良が影響
【誤使用・不注意】	47 (41%)	・ トラッキングによる発火が影響 ・ 過度な屈曲による断線が影響
【設置・修理不良等】	3 (3%)	・ 家電の設置時に負荷のかかる形で設置したことが影響
【非製品起因】	48 (41%)	・ 他の出火源からの延焼によるもの ・ コードが外力により圧迫されたことが影響

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「誤使用・不注意」が、平成 20 年度（52％）、25 年度（56％）と目立っている。「誤使用・不注意」の事故として、掃除不足や湿気の要因によるトラッキング現象が指摘されていたことから、電安法の技術基準の改正を行った。

＜延長コードの事故原因区分の年度別推移＞



(参考) 延長コード事故の再発防止の取組

- 平成 24 年 1 月 延長コードの耐トラッキング性能を高めるため、電安法の技術基準を改正
- 平成 24 年 10 月 NITE プレス「電源コード及び配線器具による事故の防止」
- 平成 25 年 12 月 NITE プレス「電源コード及び配線器具による事故防止」
- 平成 27 年 1 月 NITE プレス「電源プラグ・コード及び配線器具による事故の防止について」
- 平成 27 年 3 月 NITE プレス「電源コード及び配線器具による事故の防止について」
- 平成 28 年 1 月 NITE プレス「配線器具等による事故にご注意ください」

⑤ パソコン

累計受付件数 112 件のうち、事故原因が判明した 104 件から、リコール同一原因の事故 24 件を除く、80 件について整理・分析を行った。

＜パソコンの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
8	5	10	10	9	9	10	26
平成 27 年度	合 計						
25	112						

＜パソコンのリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	2	2	0	0	2	2	3
平成 27 年度	合 計						
12	24						

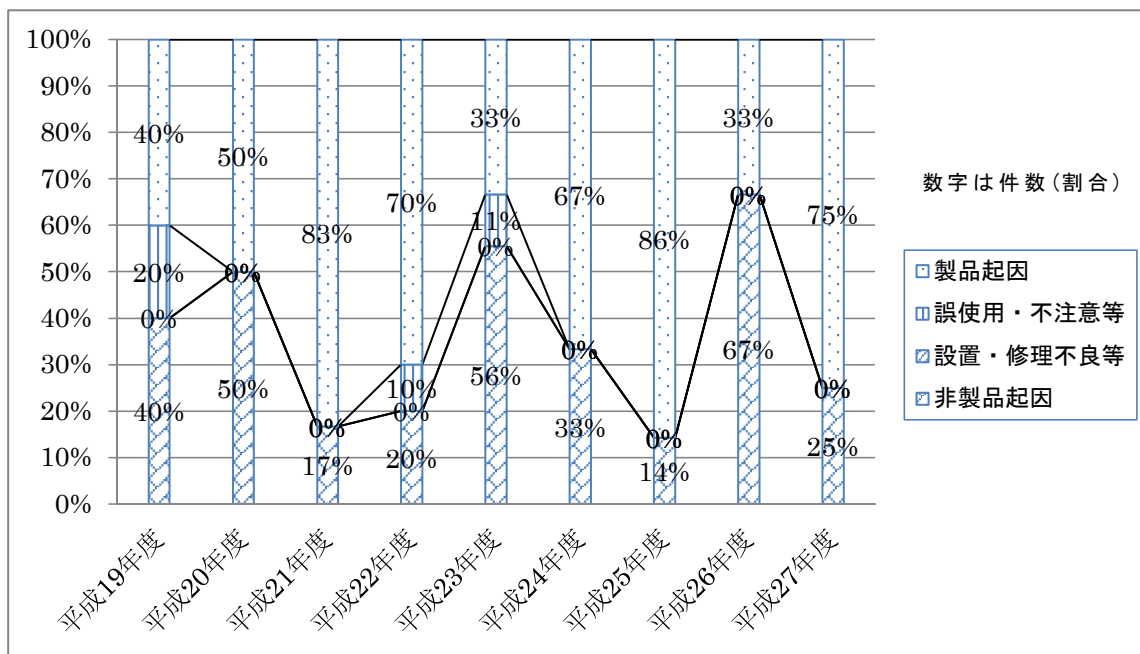
80 件中、「製品起因」が 34 件（59％）と最も多く、主な事故原因は、内部配線の接続不良やバッテリーの不具合等であった。次に「非製品起因」が 21 件（36％）と多く、他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

＜パソコンの事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	34 (59%)	・ はんだ付け不良による接触不良が影響したもの ・ バッテリーの品質管理不十分によるもの ・ 接続機器の不具合が影響したもの
【誤使用・不注意等】	3 (5%)	・ 本体からの放熱による低温火傷
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	21 (36%)	・ 他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、例年「製品起因」が 50％以上となる傾向になっている。製品起因の事故は、はんだ付け不良等、組付け時の不良によるものが目立ち、ハードディスク等の機器をカスタマイズして組み付けられる本製品の特性が影響しているものと思われる。

<パソコンの事故原因区分の年度別推移>



(参考) パソコン事故の再発防止の取組

平成 25 年 1 月 パンフレット「新生活スタート くらしに潜む危険」

(2) 燃焼器具

① ガスこんろ

累計受付件数 629 件のうち、事故原因が判明した 614 件から、リコール同一原因の事故件数 5 件を除く、609 件について整理・分析を行った。

< ガスこんろの受付件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
78	95	88	98	70	52	54	49
平成 27 年度	合 計						
45	629						

< ガスこんろのリコール同一原因の事故件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	1	0	2	1	0	0	0
平成 27 年度	合 計						
0	5						

609 件中、「製品起因」が 13 件（2％）で、主な事故原因は、器具栓内部の動作不良や、部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が 388 件（71％）で最も多く、点火状態での放置や、グリル内の清掃不足、こんろの下に可燃物を敷いていたことが主な事故原因であった。

< ガスこんろの事故原因区分別の件数と主な事故原因 >

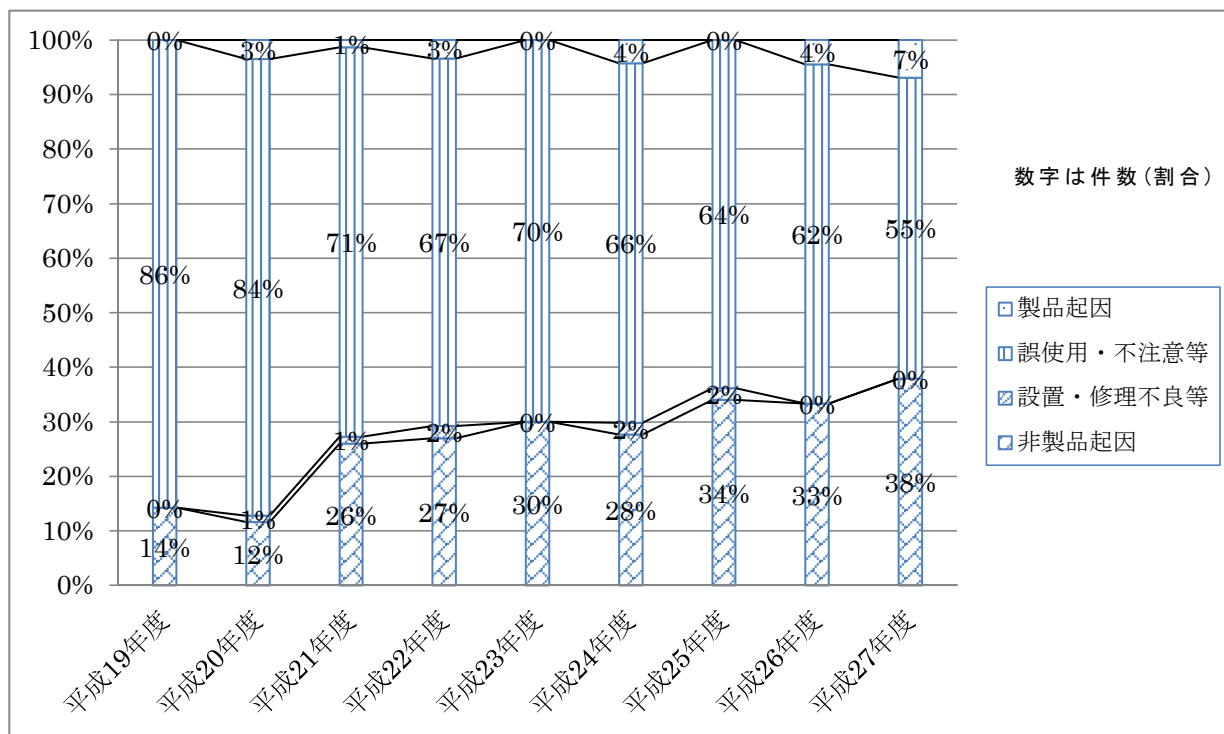
原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	13 (2%)	・ 器具線内部の動作不良が影響 ・ 部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響
【誤使用・不注意等】	388 (71%)	・ 点火状態で放置したことが影響 ・ グリル内の清掃不足が影響 ・ こんろの下に可燃物を敷いていたことが影響
【設置・修理不良等】	6 (1%)	・ 離隔距離を守らずに設置したことが影響 ・ 設置時にガス配管を誤って接続したことが影響 ・ 修理時の部品の付け忘れが影響
【非製品起因】	136 (25%)	・ 他の出火源からの延焼によるもの ・ 出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度ともに 3％以下

（１件から３件）であり、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、調理中にその場を離れることによる事故（例、天ぷら油火災）が多く、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「ガス事法等」）の技術基準を改正した。また注意喚起のプレスリリースを行っているところ。

＜ガスこんろの事故原因区分の年度別推移＞



（参考）ガスこんろ事故の再発防止の取組

平成 20 年 10 月 ガス事法等の技術基準を改正し、立ち消え安全装置及び調理油過熱防止装置の搭載を義務化

平成 23 年 1 月 NITE プレス「着衣着火事故の防止」

平成 24 年 11 月 製品安全総点検週間 経済産業省展示パネル「ガスこんろ」

平成 24 年 12 月 NITE プレス「ガスこんろ及びカセットこんろの事故の防止」

平成 25 年 7 月 NITE プレス「夏の製品事故の防止」

平成 26 年 4 月 NITE プレス「新生活スタート、台所用品などによる事故の防止」

平成 28 年 3 月 NITE プレス「新生活を迎える方へ、こんろの誤使用による火災事故にご注意ください」

② 石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）

累計受付件数 668 件（うち石油ファンヒーターは 198 件）のうち、事故原因が判明した 627 件から、リコール同一原因の事故件数 23 件を除く、604 件について整理・分析を行った。

＜石油ストーブの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
68	106	89	70	94	76	60	47
平成 27 年度	合 計						
58	668						

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	1	5	6	2	3	2	0
平成 27 年度	合 計						
3	23						

668 件中、「製品起因」が 36 件（8％）で、主な事故原因は、油受け皿からの灯油漏れや、経年劣化によるはんだクラックが影響したものであった。

他方、「誤使用・不注意等」が 204 件（47％）で最も多く、故障状態を知らず使用を継続したもの、洗濯物等の可燃物が接触したもの、給排気筒を閉塞したことが影響したものが主な事故原因であった。

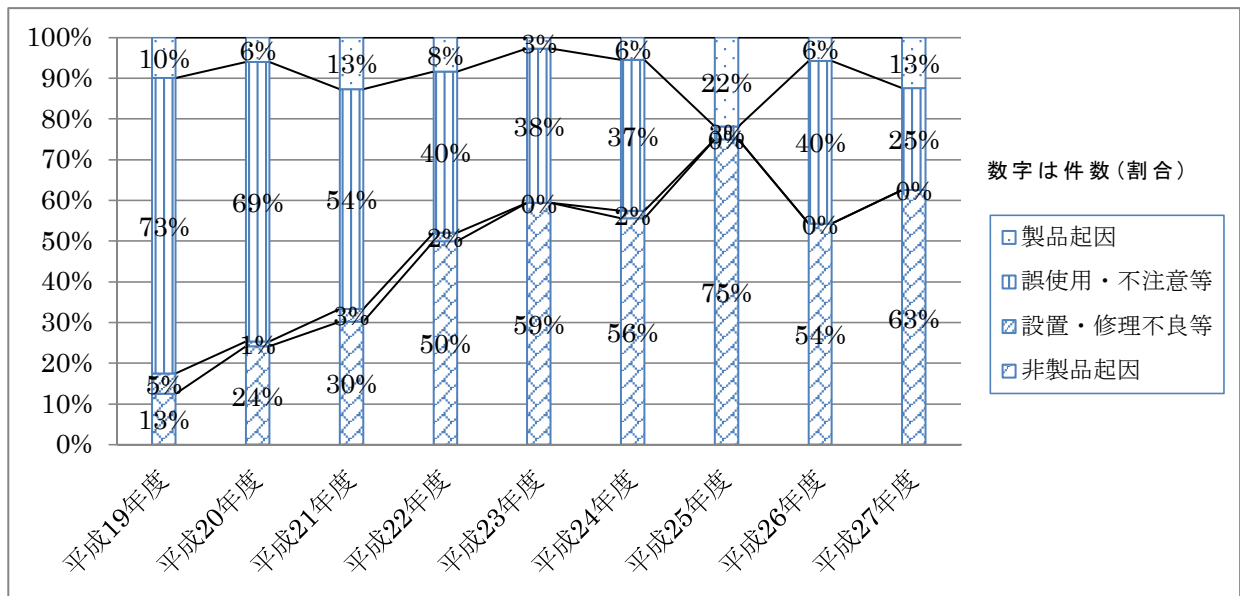
＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	36 (8%)	・油受け皿からの灯油漏れが影響 ・経年劣化によるはんだクラックが影響
【誤使用・不注意等】	204 (47%)	・消火せずに給油したことが影響 ・カートリッジタンクの蓋を確実に閉めなかったことが影響 ・洗濯物等の可燃物が接触したもの
【設置・修理不良等】	7 (2%)	・移設時に適正に設置しなかったことが影響 ・排気筒の断熱不良が影響
【非製品起因】	190 (43%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「誤使用・不注意等」が減少傾向にあり、変わって「非製品起因」が増加している。

F F 式の石油温風暖房機は、経年劣化が原因の事故が多いことから、長期使用製品安全点検制度（以下「点検制度」という）の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、給油時の事故が多いことから、消安法の技術基準を改正した。また、これまでに注意喚起のプレスリリースを行っており、引き続き注意喚起を実施する予定。

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）事故の再発防止の取組

- 平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品に F F 式石油温風暖房機を指定
- 平成 21 年 4 月 給仕消火装置の搭載義務化、給油タンクの蓋が確実に閉まったことのできる仕様を義務化するように消安法の技術基準を改正
- 平成 23 年 10 月 NITE プレス「暖房器具による事故の防止」
- 平成 23 年 11 月 製品安全総点検週間 経済産業省展示パネル「石油ストーブ」
- 平成 24 年 10 月 NITE プレス「石油ストーブによる事故の防止」
- 平成 25 年 1 月 「石油ストーブによる事故の防止について」（再周知）
- 平成 26 年 3 月 NITE プレス「変質した灯油による石油ストーブ事故の防止」
- 平成 26 年 11 月 NITE プレス「ガス・石油暖房機器による事故の防止について」
- 平成 27 年 12 月 NITE プレス「ガス・石油暖房機器の誤使用による火災事故にご注意ください」

③ 石油給湯機

累計受付件数 397 件のうち、事故原因が判明した 383 件から、リコール同一原因の事故件数 167 件を除く、216 件について整理・分析を行った。

＜石油給湯機の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
68	60	52	48	45	36	43	19
平成 27 年度	合 計						
26	397						

＜石油給湯機のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
42	29	23	26	10	14	12	4
平成 27 年度	合 計						
7	167						

216 件中、「製品起因」が 95 件（58％）と最も多く、主な事故原因は、長期使用による送油経路や給気経路に異物が混入し噴霧不良が影響したもの、缶体の腐食による排気漏れが影響したものであった。次に「誤使用・不注意等」が 33 件（20％）と多く、故障状態を知らず使用を継続したものや、業務用途として連続運転したことが主な事故原因であった。

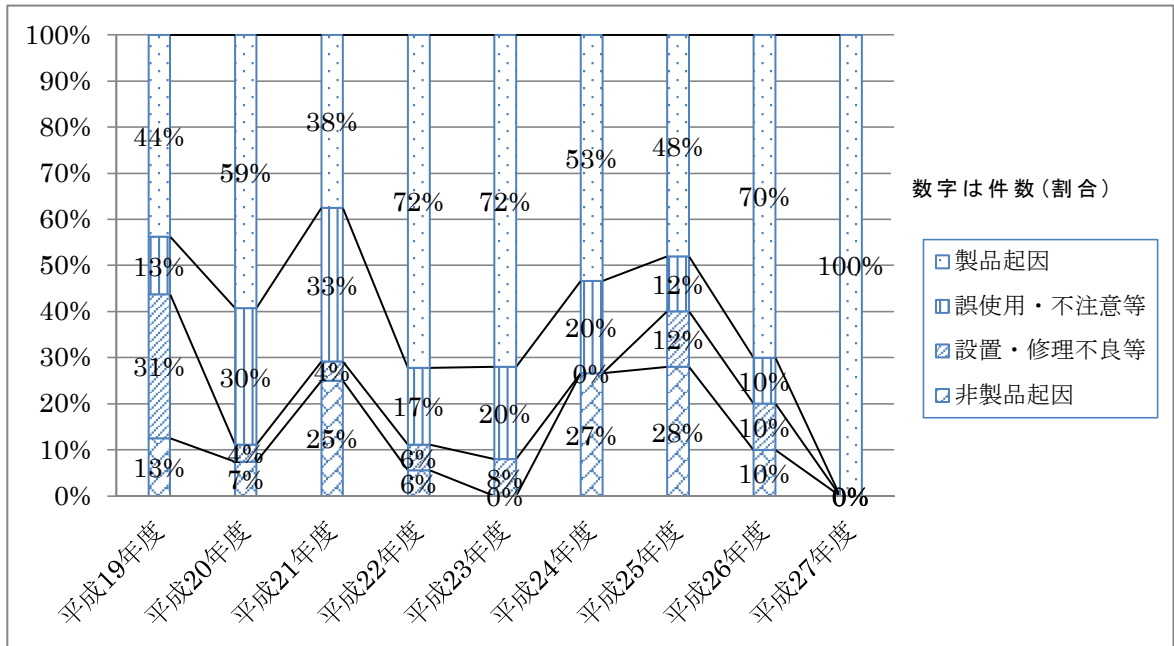
＜石油給湯機の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	95 (58%)	・長期使用による送油経路や給気経路への異物混入による噴霧不良が影響 ・缶体の腐食による排気漏れが影響
【誤使用・不注意等】	33 (20%)	・故障を知らず使用を継続したことが影響 ・空だきしたことが影響
【設置・修理不良等】	14 (8%)	・排気筒に断熱処理を施さなかったことが影響 ・屋外式を囲い込み設置したことが影響
【非製品起因】	23 (14%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が 40％から 70％の間で推移している。

製品起因の事故は、経年劣化事故が多いことから、点検制度の対象としている。
製品起因以外の原因による事故は、空だきによる事故が多いことから、消安法の
技術基準を改正した。

＜石油給湯機の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）石油給湯機事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品に指定

平成 21 年 4 月 ガス事法等の技術基準を改正し、空だき防止装置の搭載を義務化

④ ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）

累計受付件数 248 件のうち、事故原因が判明した 242 件から、リコール同一原因の事故件数 48 件を除く、194 件について整理・分析を行った。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
41	39	27	23	23	29	24	27
平成 27 年度	合 計						
15	248						

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
13	5	2	4	1	7	10	5
平成 27 年度	合 計						
1	48						

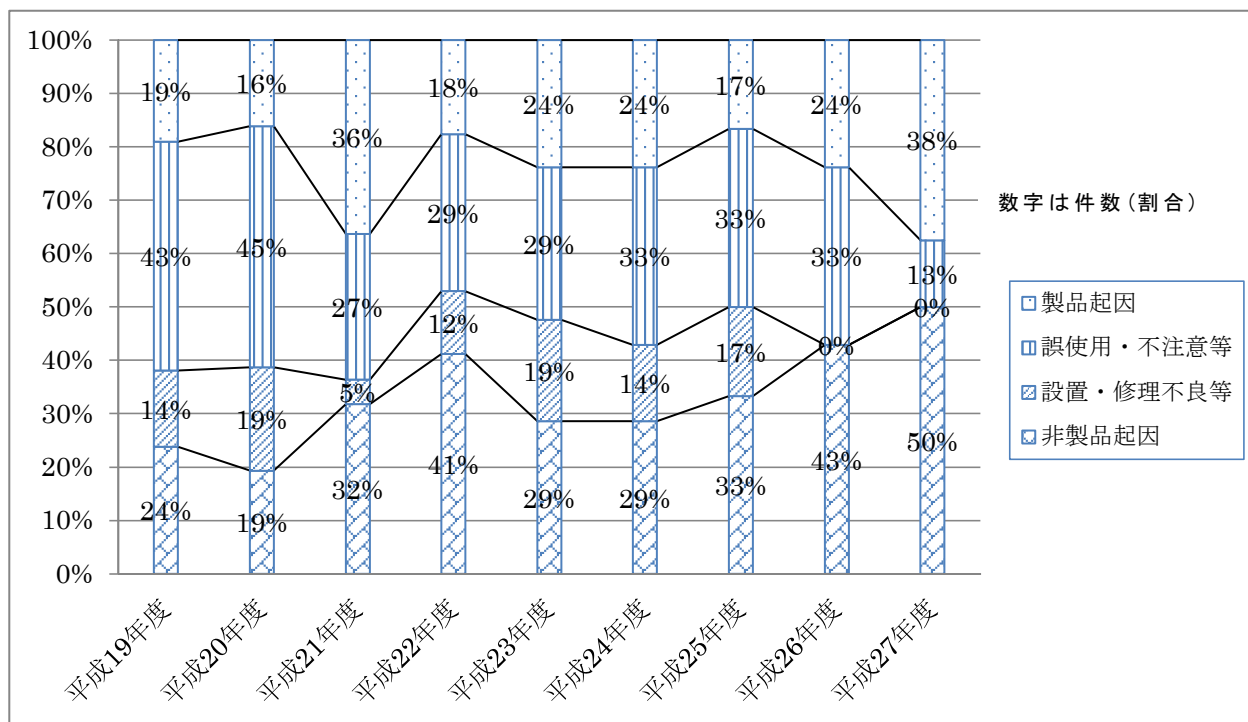
194 件中、「製品起因」が 40 件（23％）で、主な事故原因は、熱交換器の経年劣化による異常燃焼や、ガス種の異なる部品を取り付けたため異常燃焼が影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が 59 件（34％）で最も多く、器具を冠水させたことが影響したもののや器具栓つまみの操作を誤ったことが主な事故原因であった。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	40 (23%)	・ 熱交換器の経年劣化による異常燃焼が影響 ・ ガス種の異なる部品を取り付けたため異常燃焼が影響
【誤使用・不注意等】	59 (34%)	・ 器具を冠水させたことが影響 ・ 器具栓つまみの操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	21 (12%)	・ 燃焼排ガスが滞留する場所に設置したことが影響 ・ 修理時に配線接続を間違ったために安全装置が作動しなかったことが影響
【非製品起因】	54 (31%)	・ 他の出火源からの延焼によるもの ・ 出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成 21 年度を除き、平成 26 年度までは 20％前後で推移している。製品起因の事故は、経年劣化が原因とみられる事故が多いことから、点検制度の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行っている。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）事故の再発防止の取組

平成 19 年 4 月 ガス用品及び液化石油ガス器具の技術基準を改正し、安全装置の不正改造防止、電装基板の耐用強度向上、不完全燃焼防止装置の搭載を義務化

平成 20 年 4 月 燃焼排ガス中の CO 濃度を低濃度とするガス事業法等の技術基準を改正

平成 21 年 4 月 消安法を改正し、点検制度の対象製品にガスふろがまを指定

平成 25 年 2 月 NITE プレス「ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止」

平成 25 年 11 月 NITE プレス「一酸化炭素中毒の事故防止」

平成 28 年 2 月 NITE プレス「ふろがまによるの事故にご注意ください」

(3) その他の製品

① 自転車

累計受付件数 227 件のうち、事故原因が判明した 221 件から、リコール同一原因の事故件数 5 件を除く、216 件について整理・分析を行った。

<自転車の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
9	19	36	32	32	24	22	30
平成 27 年度	合 計						
23	227						

<自転車のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	2	1	0	0	3	2	0
平成 27 年度	合 計						
0	5						

216 件中、「製品起因」が 41 件（25%）で、主な事故原因は、ペダルの強度不足が影響したものやフレームパイプの溶接不良等であった。他方、「非製品起因」が 82 件（50%）で最も多く、車輪に異物が挟まり急制動したことが主な事故原因であった。

<自転車の事故原因区分別件数と主な事故原因>

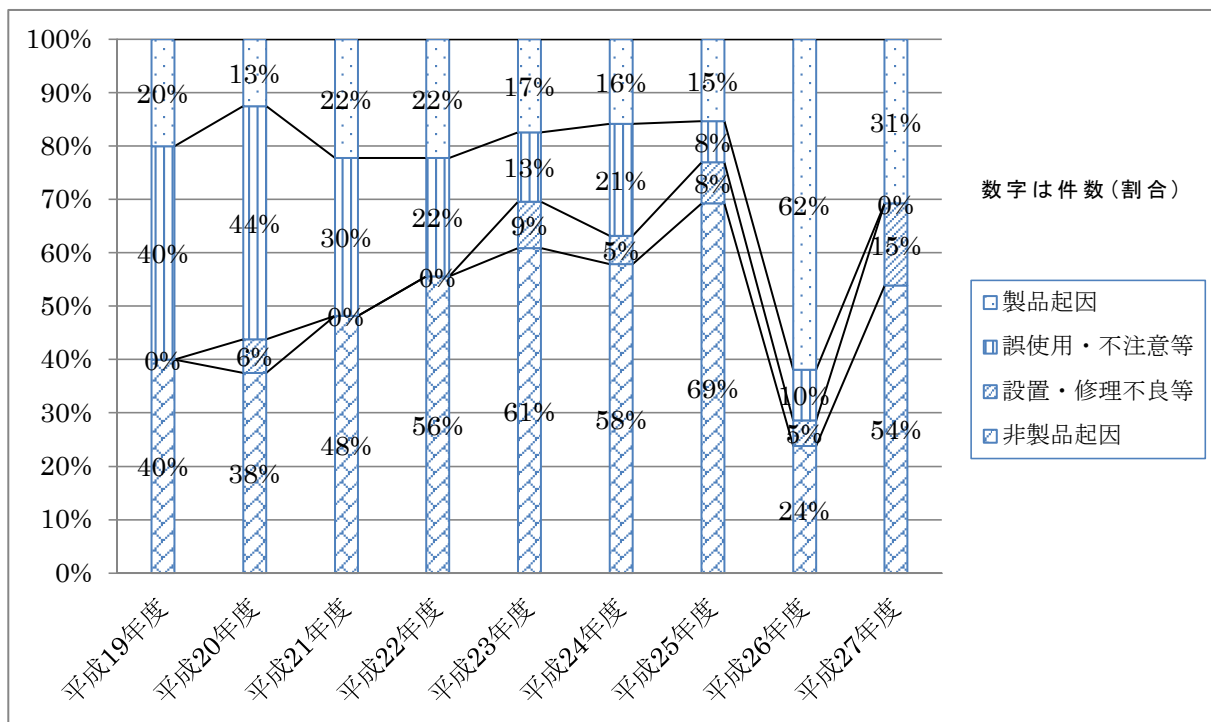
原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	41 (25%)	・ペダルの強度不足が影響 ・フレームパイプの溶接不良が影響 ・ハンドルポストの組立方法の無記載が影響
【誤使用・不注意等】	33 (20)	・メンテナンス不足でチェーンが外れたことが影響 ・ブレーキの調整不足が影響 ・運転操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	7 (5%)	・販売店の修理不良が影響 ・販売店の組み付け不良が影響
【非製品起因】	82 (50)	・車輪に異物が挟まり急制動となったもの ・製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が 25 年度までは 20% 前後とほぼ一定で、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、注意事項を記載したチラシを作成

し関係団体等に配布するとともに、平成27年度は、注意喚起のプレスリリースを行った。

＜自転車の事故原因区分の年度別推移＞



（参考）自転車事故の再発防止の取組

平成23年12月 NITEプレス「自転車等の事故の防止」

平成25年4月 NITEプレス「自転車による製品事故の防止」

平成26年2月 NITEプレス「自転車による製品事故の防止」

平成27年4月 NITEプレス「春（新学期）は自転車による子ども、中高生の事故が多発します！」

② 脚立等

累計受付件数 162 件のうち、事故原因が判明した 155 件から、リコール同一原因の事故件数 2 件を除く、153 件について整理・分析を行った。

< 脚立等の受付件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
15	13	14	19	22	22	20	21
平成 27 年度	合 計						
16	162						

< 脚立等のリコール同一原因の事故件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0	0	0	0	0	1	1	1
平成 27 年度	合 計						
0	2						

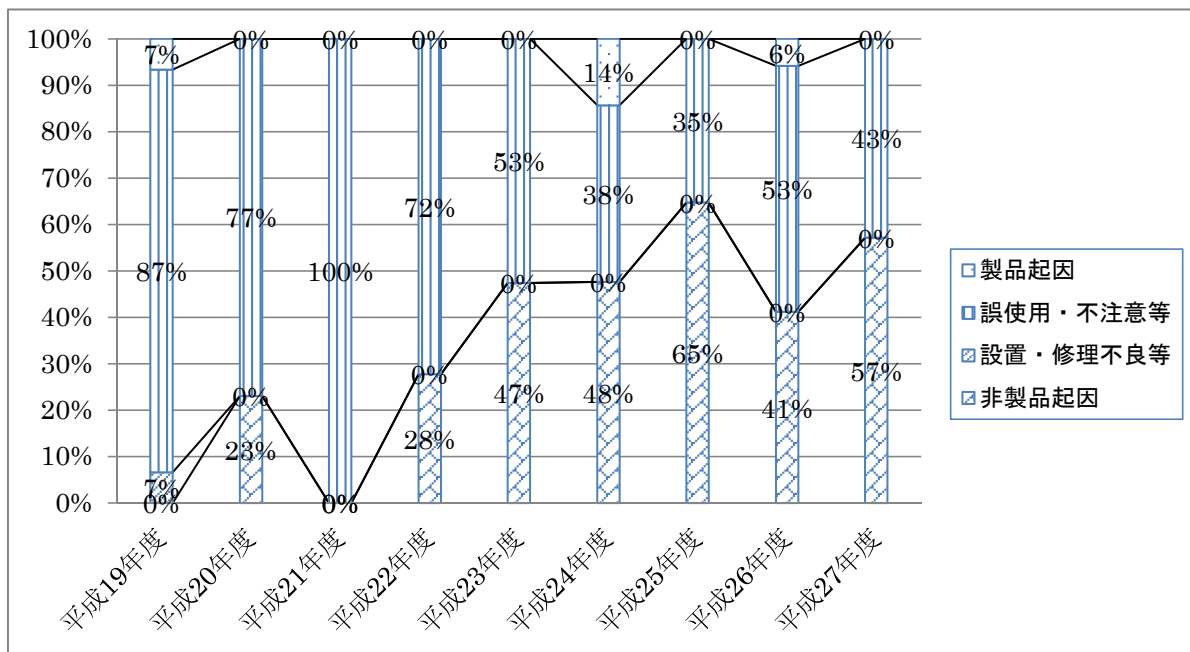
153 件中、「製品起因」が 5 件（4％）で、主な事故原因は、使用時の注意表示の不足や、天板勘合部の構造上の問題が影響したものであった。他方「誤使用・不注意等」が 86 件（61％）で最も多く、作業中にバランスを崩した、設置場所（地面）が適切でなかったことが主な事故原因であった。

< 脚立等の事故原因区分別の件数と主な事故原因 >

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	5 (4%)	・使用時の注意表示が不足していたことが影響 ・天板勘合部の構造上の問題が影響
【誤使用・不注意等】	86 (61%)	・作業中にバランスを崩したことが影響 ・設置場所（地面）が適切でなかったことが影響 ・最大耐荷重を超えたことが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・ロフトに規定外のサイズのはしごを設置したことが影響
【非製品起因】	49 (35%)	・切断した枝が支柱を変形させたもの ・製品に異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、各年度とも「製品起因」は、ほとんどなく（0～3 件）、「製品起因以外」の原因が大半を占めた。近年、製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行った。

< 脚立等の事故原因区分の年度別推移 >



(参考) 脚立等事故の再発防止の取組

平成 24 年 3 月 NITE プレス「はしごや脚立等による事故の防止」

平成 25 年 1 月 NITE プレス「除雪機・はしご及び脚立の事故の防止」

③ 電動アシスト自転車

累計受付件数 85 件のうち、事故原因が判明した 83 件から、リコール同一原因の事故件数 16 件を除く、69 件について整理・分析を行った。

<電動アシスト自転車の受付件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
32	5	9	10	10	9	1	2
平成 27 年度	合 計						
7	85						

<電動アシスト自転車のリコール同一原因の事故件数>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
9	3	1	0	0	1	0	0
平成 27 年度	合 計						
2	16						

69 件中、「製品起因」が 3 件（9％）で、樹脂の成形不良や、接着剤の経年劣化、フレームパイプの溶接不良等が主な事故原因であった。また、「非製品起

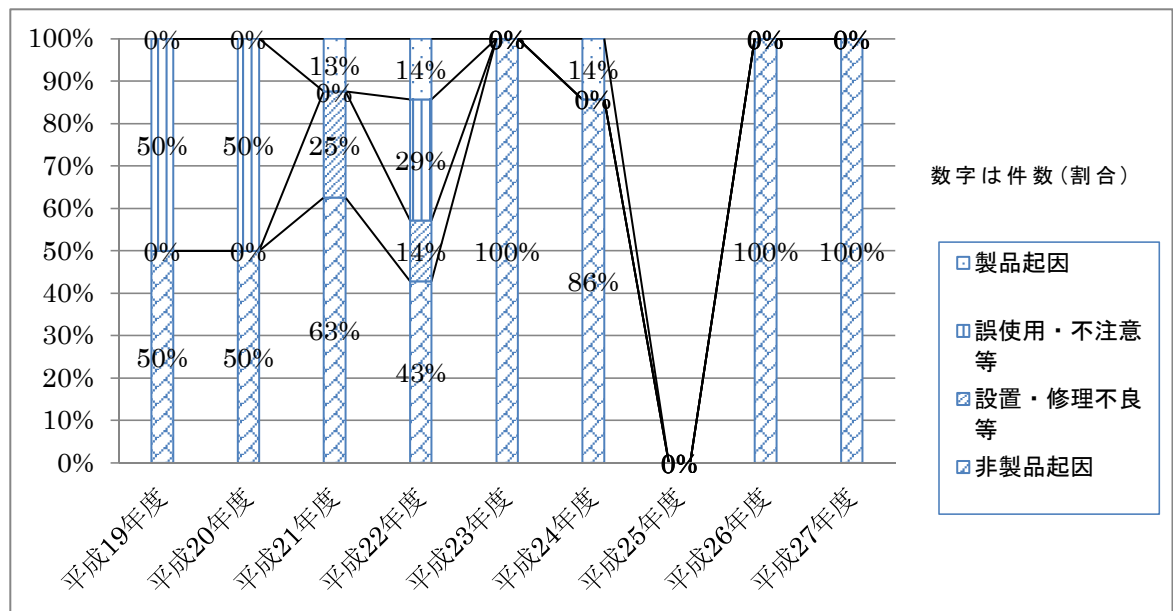
因」が26件（72％）と最も多かった。

<事故原因区分別件数と主な事故原因>

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	3 (8%)	・コントローラー内部の異常発熱が影響 ・指が入り込む構造と注意表示が不足していたことが影響
【誤使用・不注意等】	4 (11%)	・メンテナンス不足によりサドルが外れバランスを崩した。 ・使用者自信が修理し、その際部品を正しく取り付けていなかった。
【設置・修理不良等】	3 (8%)	・修理業者のタイや交換の際、ナットの締め付けが不十分だったことが影響 ・販売店の組み立て時の締め付けが不十分だったことが影響。
【非製品起因】	26 (72%)	・外部からの延焼により焼損に至ったものと考えられる。 ・運転中にバッテリー残量がなくなりアシストが切れたことが影響。

年度別に事故原因区分の内訳をみると、各年度とも「製品起因」は、ほとんどなく（0～1件）、「製品起因以外」の原因が大半を占めた。

<電動アシスト自転車の事故原因区分の年度別推移>



④ 靴

累計受付件数 88 件のうち、事故原因が判明した 86 件から、リコール同一原因の事故件数 2 件を除く、84 件について整理・分析を行った。

< 靴の受付件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
4	8	8	14	13	18	10	7
平成 27 年度	合 計						
6	88						

< 靴のリコール同一原因の事故件数 >

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0	0	0	1	1	0	0	0
平成 27 年度	合 計						
0	2						

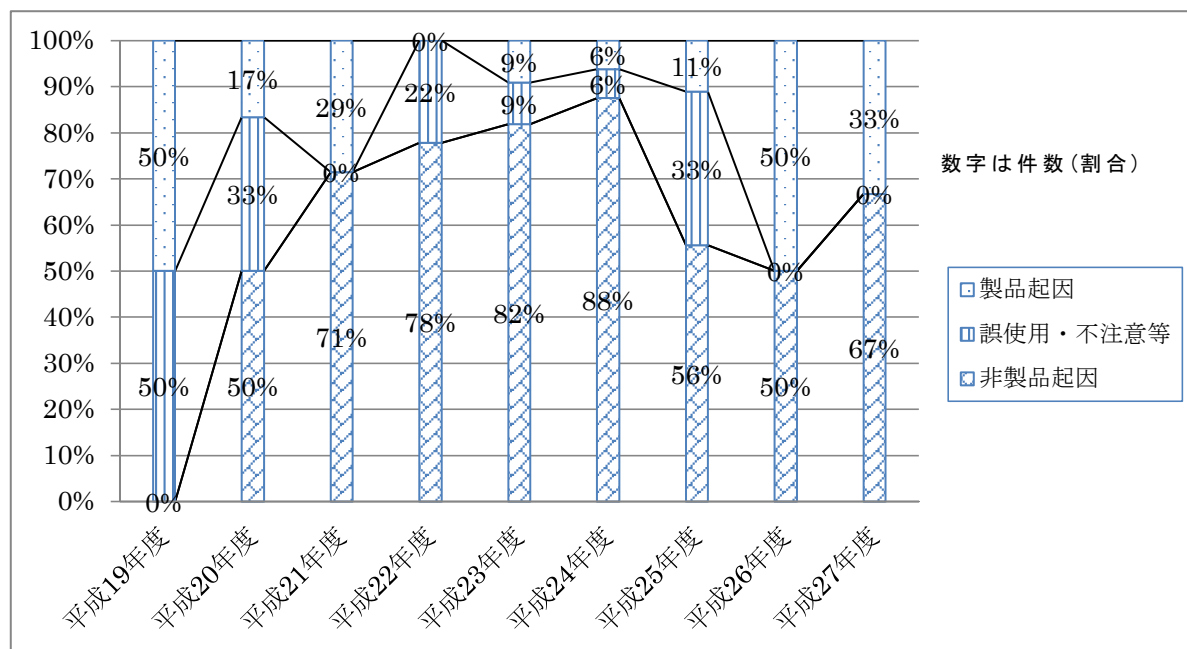
84 件中、「製品起因」が 11 件（16％）で、ヒールの耐衝撃性が不十分であったこと、靴底が滑りやすかったことが主な事故原因であった。他方、「非製品起因」が 48 件（70％）で最も多かった。

< 靴の事故原因区分別件数と主な事故原因 >

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	10 (16%)	・ ヒールの耐衝撃性が不十分であったことが影響 ・ 靴底が滑りやすかったことが影響 ・ ソールの接着不良に経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	10 (14%)	・ トレーニング効果のある製品でバランスを崩したことが影響 ・ 雨で濡れた路面で滑ったことが影響 ・ ソールが摩耗していたことが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	44 (68%)	・ 製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度 1～3 件で、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

＜靴の事故原因区分の年度別推移＞



⑤ 運動器具

累計受付件数26件のうち、事故原因が判明した21件から、リコール同一原因の事故件数2件を除く、19件について整理・分析を行った。

＜運動器具の受付件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0	3	2	4	3	3	2	3
平成27年度	合 計						
6	26						

＜運動器具のリコール同一原因の事故件数＞

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0	0	0	1	0	0	1	0
平成27年度	合 計						
0	2						

19件中、「製品起因」が5件（45％）で、主な事故原因は、取っ手の取り付け不良や、ふたの成形不良が影響したものであった。

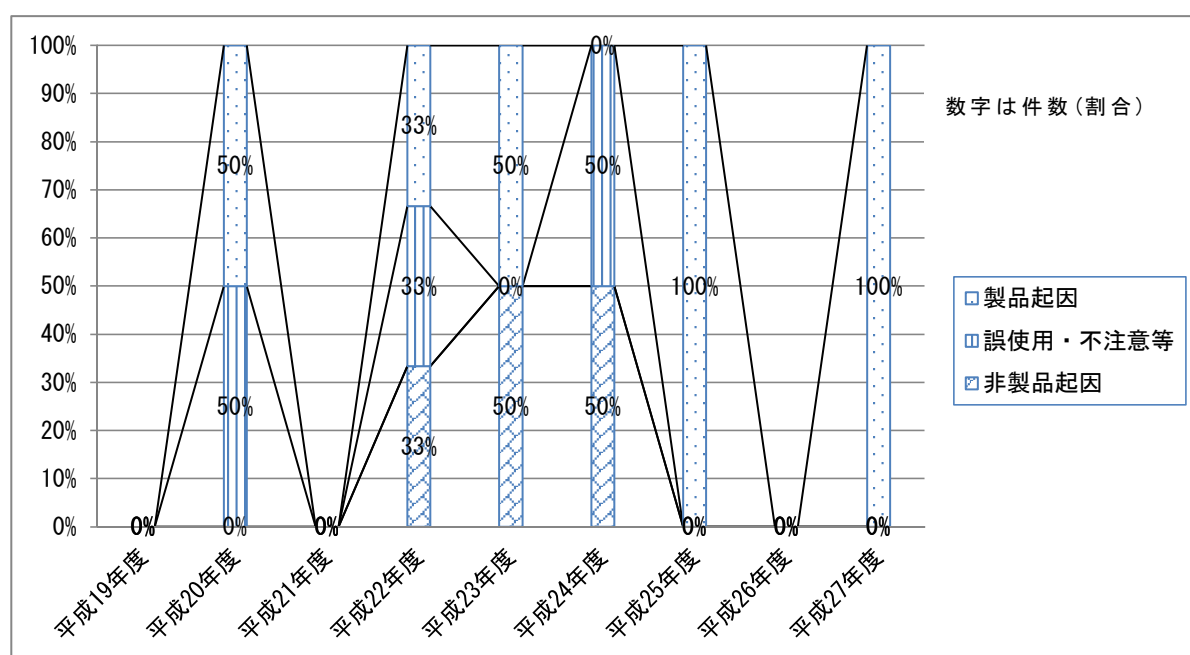
＜運動器具の事故原因区分別の件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
------	----	--------

【製品起因】	5 (45%)	・使用中の注意喚起が不足していたことが影響。 ・電力制御内部の部品が焼損したことで内部抵抗が増大し異常発熱したと考えられる。
【誤使用・不注意等】	3 (27%)	・使用方法を確認せずに使用。 ・バランスを崩したことが影響。
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	3 (27%)	・外部からの延焼により焼損に至ったものと考えられる。 ・製品に異常が認められないもの。

年度別に事故原因区分の内訳をみると、原因区分が各年度でばらついている。

<運動器具の事故原因区分の年度別推移>



3. リコール未対策品の重大製品事故の発生状況

(1) 事業者の自主リコールの状況

平成27年度に、事業者が製品交換・無償修理等を行う自主リコールを開始した件数は97件であった。平成19年度以降、自主リコールの累計は1133件となった。

<各年度のリコール開始件数>

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17	17
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74	99
計	179	165	130	127	113	91	116
	平成26年度	平成27年度					
重大事故契機	24	17					
非重大事故契機	91	79					
計	115	96					

平成27年度に、重大製品事故の発生を受けて自主リコールを実施した件数は17件（電気製品11件、その他の製品6件）であった。平成19年度以降、重大製品事故契機の自主リコールの累計は232件となった。

電気製品（11件製品）

- ・ ベースボードヒーター（株式会社インターセントラル）
- ・ 電気式浴室換気乾燥暖房機（マックス株式会社）
- ・ ノートパソコン用バッテリーパック（富士通株式会社）
- ・ 冷蔵庫（シャープ株式会社）
- ・ 延長コード（株式会社セリア）
- ・ バッテリー（リチウムポリマー）（株式会社アンビエンテック）
- ・ 電気温風機（セラミックファンヒーター）（株式会社千石が輸入し、小泉成器株式会社）
- ・ ノートパソコン用バッテリーパック（パナソニック株式会社）
- ・ ノートパソコン用バッテリーパック（株式会社東芝）
- ・ 電気掃除機（充電式）用電池カートリッジ（アイリスオーヤマ株式会社）
- ・ 電気ストーブ（カーボンヒーター）（ユアサプライムス株式会社）

その他の製品（6製品）

- ・ 自転車（トレック・ジャパン株式会社）
- ・ テーブル（株式会社ニッセン（株式会社鯉丸）
- ・ 石油ストーブ（株式会社コロナ）
- ・ 電動アシスト自転車用バッテリー（パナソニック サイクルテック株式会社）
- ・ たんす（パナソニック株式会社）
- ・ 棚（洗面化粧台用）（タカラスタANDARD株式会社）

(2) リコール未対策品による重大製品事故の発生状況

リコール開始後、事業者が製品の回収等を行っているにも係わらず、未回収・未修理等のリコール未対策品による重大製品事故が年間100件以上発生しており、重大製品事故全体の約1割を占めている。リコール未対策品における重大製品事故が発生した場合は、消費者庁の当該重大製品事故の公表の際、リコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施している。

<リコール未対策品による重大製品事故の発生状況>

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
石油給湯機	42	29	24	29	11	14	15
石油ふろがま	2	9	8	1	7	5	6
石油ストーブ	0	1	4	11	9	5	2
電気こんろ	45	30	10	8	13	10	6
電子レンジ	8	16	14	17	8	10	8
電気ストーブ	5	8	9	11	10	8	8
エアコン	3	5	8	9	5	7	9
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7	10
電気洗濯乾燥機	1	4	4	1	2	3	6
電気洗濯機	2	1	1	1	7	7	11
自転車用幼児座席	0	0	0	8	5	1	0
パソコン	1	2	2	0	0	2	2
その他	30	35	27	41	47	65	61
計	147	145	113	141	125	144	142

(注) 上記件数は、リコールを開始する契機となった事故、リコール製品の対象型式ではあるが、調査を待たなければリコールと同一原因であるか判明しないものも含まれている。

＜リコール未対策品による重大製品事故の発生状況（続き）＞

製品名	平成 26 年度	平成 27 年度
石油給湯機	5	7
石油ふろがま	5	3
石油ストーブ	4	3
電気こんろ	8	6
電子レンジ	8	5
電気ストーブ	5	13
エアコン	9	4
ガスふろがま	5	1
電気洗濯乾燥機	3	1
電気洗濯機	5	3
自転車用幼児座席	0	-
パソコン	16	16
その他	49	38
計	122	100

（注）上記件数は、リコールを開始する契機となった事故、リコール製品の対象型式ではあるが、調査を待たなければリコールと同一原因であるか判明しないものも含まれている。

リコール未対策品の事故が、リコール開始の原因と同一の事故（リコール同一原因の事故）か否かの特定は、事業者の報告後の調査によって判明する。

平成 19 年度以降、リコール未対策品による重大製品事故は、合計 1179 件報告されているが、調査の結果、約 8 割にあたる 1012 件がリコール同一原因の事故と判明し、残り 2 割はリコール同一原因ではなかった。

平成 27 年度におけるリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故は 78 件であった。

＜リコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故発生状況＞

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
石油給湯機	41	29	22	26	10	14	12
石油ふろがま	2	8	8	1	7	5	4
石油ストーブ	0	0	2	3	2	2	2
電気こんろ	29	28	10	8	12	9	6
電子レンジ	8	13	13	17	7	9	7
電気ストーブ	4	9	9	9	10	8	8
エアコン	1	3	8	9	3	5	9
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7	10
電気洗濯乾燥機	1	3	2	1	0	2	5
電気洗濯機	3	1	2	3	6	6	11
自転車用幼児座席	0	0	0	4	6	0	0
パソコン	1	2	2	0	0	2	2
その他	24	33	25	35	30	43	52
計	122	134	105	120	94	112	128

製品名	平成26年度	平成27年度
石油給湯機	5	3
石油ふろがま	4	3
石油ストーブ	3	1
電気こんろ	8	5
電子レンジ	9	7
電気ストーブ	4	12
エアコン	9	3
ガスふろがま	5	1
電気洗濯乾燥機	3	0
電気洗濯機	5	4
自転車用幼児座席	0	0
パソコン	16	12
その他	46	29
計	117	80

(3) リコールフォローアップの実施状況

リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合、経済産業省は事業者からリコール対策の取組状況を聴取し、効果的なリコール対策の検討等を指導するリコールフォローアップを実施している^(注)。

(注) 平成25年2月に、リコール中のTDK製加湿器による火災で死亡事故が発生したこと、また、リコール中の製品で火災等の重大事故が再発している状況等を踏まえ、経済産業省は、重大事故報告制度が創設された平成19年度以降に、リコール同一原因による重大製品事故が再発した127製品のうち、高齢者・子供用製品や重大製品事故が多発している製品等、28製品について、各社の取組状況の点検を実施した。

この結果を踏まえ、同年4月26日、経済産業省は消費者庁と連携して、リコール実施中に重大製品事故が再発した全ての製造・輸入事業者(91社)に対し、製品特性や使用者層、使用地域等を踏まえた効果的な追加対策の検討を要請。同時に、販売事業者(3団体)に対しても、製造・輸入事業者からの要請に応じ、リコール情報を消費者に提供するよう協力を要請した。

(4) 事業者のリコール追加対策の取組状況

平成27年度にリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故が複数(3件以上)発生している7製品(36件)において、製造事業者等が実施したリコール追加対策の取組状況は、以下のとおり。

製品名、平成27年度に発生した重大製品事故の件数

- 会社名
- リコール開始日
- 事故原因

【平成27年度に実施した取組】(主な取組)

① ノートパソコン用バッテリーパック 11件

パナソニック株式会社

平成26年5月28日開始

ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、リーセルが異常発熱し、出火。

【平成２７年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ 顧客への電話連絡
- ・ 修理依頼品での地商品交換
- ・ 新聞折り込みチラシ
- ・ ウィンドウズアップデートを経由したドライバーソフトの配信による交換促進画面の表示
- ・ 上記ページの内容更新と画面再表示の間隔短縮
- ・ ヤフー等インターネットサイトへのバナー掲載
- ・ 関連商品販売時のカード配布
- ・ 展示会等でのチラシの配布
- ・ 製品安全月間でのチラシ配布

② 電気ストーブ ６件

燦坤日本電器株式会社

平成１９年８月７日開始

強弱切替スイッチに使用されているダイオードが不良品であったことにより、オードが異常発熱し、出火。

【平成２７年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ ヤマトの「クロネコだより」告知チラシの配布

③ ガストーチ ６件

株式会社旭製作所（岩谷産業株式会社ブランド）

平成２６年１２月１１日開始

ボンベ接続部の取付けビスの締付け不足により接続部に隙間ができ、ガス漏れが発生し、出火。

【平成２７年度に実施した取組】

- ・ ホームページ掲載
- ・ ＷＥＢ通販業者を通じての回収通知メール配信
- ・ 業務用販売業者を通じての回収通知ＤＭ発送
- ・ 料理飲食業組合の新聞に回収通知広告を掲載
- ・ 製品安全月間でのチラシ配布

④ スマートフォン用充電器 4 件

- 株式会社トップランド
 - 平成 26 年 7 月 8 日開始
 - 製造不良により突然発煙、発火
- 【平成 27 年度に実施した取組】
- ・ ホームページ掲載
 - ・ ホームページ上に回収フォームを設置し 24 時間受付対応
 - ・ セブンイレブン店舗告知
 - ・ プリペイドカードの情報を活用した電話連絡

⑤ 石油ふろがま 3 件

- 株式会社長府製作所
 - 平成 19 年 7 月 27 日開始
 - 点検用コネクター（空焚き防止装置を働かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、空焚きとなった際に空焚き防止装置が作動せず出火
- 【平成 27 年度に実施した取組】
- ・ ホームページ掲載
 - ・ 製品安全月間でのチラシ配布

⑥ 電気洗濯機 3 件

- ハイアールジャパンセールス株式会社
 - 平成 22 年 11 月 12 日開始
 - モーター用コンデンサーの製造工程において、異物が混入していたため、使用中に徐々に絶縁劣化を起こし出火
- 【平成 27 年度に実施した取組】
- ・ ホームページ掲載
 - ・ ホームページにおける自主点検告知の強化（掲載内容のリニューアル）
 - ・ 対象商品購入者への直接架電

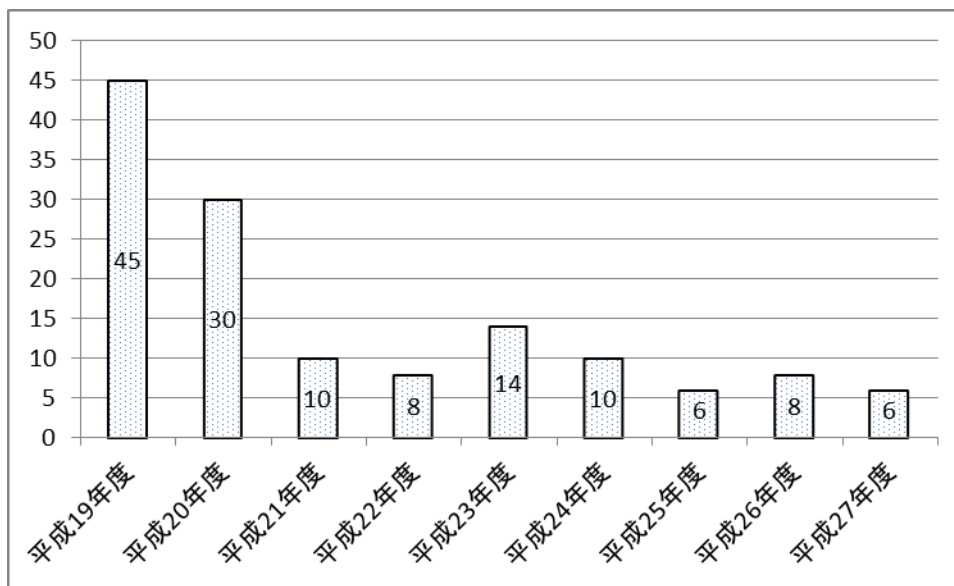
⑦ 電気こんろ 3 件（協議会を設立して対応）

- パナソニック株式会社、日立アプライアンス株式会社、三菱電機株式会社、富士工業株式会社
- 平成 19 年 7 月 4 日開始
- スイッチつまみに身体が当たるなどにより意図せず電源が入り、電気こんろの上に可燃物が置いてある場合に発火

【平成２７年度に実施した取組】

- ・各消防機関への改修協力要請
- ・電気こんろ設置物件の管理会社への改修協力要請
- ・高齢者福祉施設へのＤＭ送付
- ・公民館、民宿、保養所へのＤＭ送付
- ・インターネットによる電気こんろ設置物件の検索調査
- ・３月及び９月の取組強化月間における注意喚起の強化

(参考) リコール同一機種事故発生件数推移



② 電気冷蔵庫 ５件

- LG ELECTRONICS JAPAN株式会社
- 平成２０年１２月１６日開始
- コンデンサの製造不良により、内部の酸化が進行し、規定以上の電気抵抗が生じて出火

【平成２７年度に実施した取組】

- ・ホームページ掲載
- ・販売店から入手した販売先顧客情報へのアウトバウンド実施
- ・全国家電系リサイクルショップへのＤＭ送付
- ・対象製品取り扱いの全国家電リサイクル処理施設でのリサイクル処理台数調査
- ・対象製品を販売した小規模小売店への顧客情報照会

4. 経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）

平成19年度から平成27年度までに報告があった重大製品事故のうち、事故原因が経年劣化に起因する事故^{注)}に関して、長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の対象品目について整理するとともに、対象品目以外の製品で経年劣化に起因する事故が発生している製品について整理を行った。

^{注)}：経年劣化に起因する事故：設計・製造上の瑕疵がないにもかかわらず、製品の長期使用に伴い製品の部品・材料が本来果たすべき機能を発揮できなくなった結果生じた事故。なお、抽出にあたっては、重大製品事故及びNITE事故情報データベースの事故を品目ごとに集計してバスタブカーブ（事故率曲線）を求め、摩耗故障期に起こった重大製品事故について事故内容の精査を行う。

（1）点検制度の対象品目

① 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）

平成27年度に経年劣化起因の事故が1件発生した。原因は、熱交換器がススなどで閉塞されたため異常燃焼し焼損に至ったもので、使用期間は23年であった。

② 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

平成27年度に経年劣化起因の事故は発生していないが、平成26年度に事故が1件発生した。原因は、操作部のパッキンが劣化し水が漏れたため、ガス管が腐食し、漏れたガスに引火したもので、使用期間は25年であった。

③ 石油給湯機

平成26年度に経年劣化起因の事故が5件及び平成27年度に1件発生した。原因は燃焼室の腐食、ファンモーターの故障、配管の灯油漏れ、腐食やパッキンの劣化による燃焼ガス漏洩で、使用期間は15～31年であった。

④ 石油ふろがま

平成27年度に経年劣化起因の事故が1件発生し、これまでに発生した経年劣化事故は14件となった。原因は内部の腐食による油漏れ（使用期間31年）、腐食による燃焼ガス漏れ（使用期間30年）、送風機ファンの破損（使用期間15年）などであった。

⑤ 密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機

平成26年度及び平成27年度に経年劣化事故は発生しなかった。

⑥ ビルトイン式電気食器洗機

平成27年度に経年劣化起因の事故が1件発生し、これまでに発生した経年劣

化事故は１０件となった。事故原因はドア開閉による内部配線の断線（使用期間１３～２０年）であった。

⑦ 浴室用電気乾燥機

平成２７年度に経年劣化起因の事故が１件発生し、これまでに発生した経年劣化事故は３件となった。原因は乾燥用ヒーターが腐食したもの（使用期間１８年）、ヒーター内部で絶縁劣化が生じたもの（使用期間３１年）であった。

（２）表示制度の対象品目

① 扇風機

平成２７年度に経年劣化起因の事故が５件発生した。主な原因はモーター用コンデンサーの絶縁性能低下による異常発熱であった。使用期間が３５年以上となる事故は７８件となり、全体の約８割を占めた。

② エアコン

平成２６年度の経年劣化起因の事故が２件、平成２７年度が２件となった。原因は送風機の始動用コンデンサーの絶縁性能低下（使用１５年）、室外機の運転コンデンサーの絶縁性能低下（使用４０年）などであった。

③ 換気扇

平成２６年度に経年劣化起因の事故が２件及び平成２７年度の事故が１件発生した。原因はモーター巻線の絶縁劣化によるレイヤーショート（使用１７年及び３０年）並びにモーターシャフトの固着による巻線異常発熱（使用２６年）であった。

④ 電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）

平成２７年度の経年劣化起因の事故は発生しなかった。調査状況に変化は無く、経年劣化事故の合計は４件である。経過期間２０年以上３５年未満で事故が発生している。

⑤ テレビ（ブラウン管型）

平成２７年度の経年劣化起因の事故は報告されなかった。直近３年の経年劣化事故の発生は無い。

（３）対象製品以外で注目する製品

① 屋外式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、ＬＰガス用）

平成２７年度の経年劣化起因の事故は発生していなかったが、平成２６年度に１件発生した。事故原因は、循環ポンプが腐食してモーターのコンデンサーに過

電流が流れたため、コンデンサーが焼損したものであった。使用期間は２０年であった。

② 屋外式ガスふろがま（都市ガス用、ＬＰガス用）

平成２７年度の経年劣化起因の事故は発生していなかったが、平成２６年度に２件発生した。腐食によりバーナー部が露出したため周囲の可燃物に着火したもの（使用期間３３年）及び熱交換器にススが堆積したため未燃ガスが発生し引火したもの（使用期間２６年）であった。

③ 電気冷蔵庫

平成２６年度及び平成２７年度の経年劣化起因の事故がそれぞれ１件ずつ発生した。原因は３４年に渡る使用によって、コンプレッサー始動リレーの樹脂ケースが絶縁劣化し、端子間でトラッキング現象が生じ焼損したものなどであった。

④ 電子レンジ

平成２６年度及び平成２７年度の経年劣化起因の事故は発生しなかった。

⑤ 照明器具（蛍光灯器具）

平成２６年度の経年劣化起因の事故が９件、平成２７年度も９件発生した。原因は、安定器の巻線間の絶縁劣化（使用期間２９～４５年）、安定器内部の充填剤の絶縁劣化（使用期間３０年）、コンデンサーの絶縁劣化や接続不良（使用期間１１～２２年）などであった。

⑥ インターホン

平成２７年度の経年劣化起因の事故は発生していないが、平成２６年度は２件発生した。原因は、電解コンデンサーの液漏れによって基板でトラッキング現象が生じ発火したもの（使用期間１９年）及びスイッチの接点が接触不良となったもの（使用期間２９年）であった。

⑦ 温水洗浄便座

平成２７年度の経年劣化起因の事故は発生していないが、平成２６年度は２件発生した。原因は、便座のコードが断線し出火したもの（使用期間２０年）及び製品内部の給水管接続部から漏水しスイッチが絶縁劣化したもの（使用期間３０年）であった。

(4) 対象品目の見直し状況

現在、点検制度・表示制度の対象とされていない製品について、経年劣化に起因する重大製品事故の発生率（年平均）を計算したところ、すべての製品が1 ppm未満であったため、新たに対象品目として追加する製品はなかった。また、事故件数及び事故内容から、経年劣化の表示が必要と認められる製品はなかった。

今後も、経年劣化事故の分析等を踏まえつつ、必要に応じて、対象品目の追加等を検討する。

<年度別経年劣化が原因とみられる事故の発生状況（5年間の推移）>

	製品名	経年劣化事故発生年度						計
		H22 以前	H23	H24	H25	H26	H27	
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）	8	1				1	10
	屋内式ガスふろがま（TG用・LPG用）	3		1		1		5
	石油給湯機	25	1	2	7	5	1	41
	石油ふろがま	6	1	3	3		1	14
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機				1			1
	ビルトイン式電気食器洗機	4	2	2	1		1	10
	浴室用電気乾燥機			1	1		1	3
表示制度	扇風機	63	11	4	14	1	5	98
	エアコン（電気冷房機を含む）	20	2	2	2	2	2	30
	換気扇	18	3	3	5	2	1	32
	電気洗濯機（乾燥装置を有するもの除く）	3	1					4
	ブラウン管テレビ	20		1				21
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）	17	2	1	3	1		24
	屋外式ガスふろがま（TG用・LPG用）	8	3	1		2		14
	電気冷蔵庫	16	3	4	1	1	1	26
	電子レンジ	15	1		1			17
	照明器具（蛍光灯器具）	16	6	5	5	9	9	50
	インターホン	7	1		1	2		11
	温水洗浄便座	7	2	2		2		13

＜経過期間別の経年劣化が原因とみられる事故の発生状況＞

	製品名	経過期間								計
		10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 40年未満	40年以上	
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）		3	4	3					10
	屋内式ガスふろがま（TG用・LPG用）			1	1	2	1			5
	石油給湯機		10	8	10	8	5			41
	石油ふろがま			2	1	4	6	1		14
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機			1						1
	ビルトイン式電気食器洗機		4	5	1					10
	浴室用電気乾燥機		1	1			1			3
表示制度	扇風機		1	1	6	1	11	45	33	98
	エアコン(電気冷房機を含む)		3	10	3	5	6	2	1	30
	換気扇		2	3	3	3	9	11	1	32
	電気洗濯機(乾燥装置を有するものを除く)				1	2	1			4
	ブラウン管テレビ		3	5	11	2				21
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器（TG用・LPG用）		2	8	11	3				24
	屋外式ガスふろがま（TG用・LPG用）		4	2	3	3	1	1		14
	電気冷蔵庫			4	3	2	14	3		26
	電子レンジ		1	14	1		1			17
	蛍光灯器具	2	11	8	7	10	8	2	2	50
	インターホン		2	3	5			1		11
	温水洗浄便座			3	6	2	1		1	13

(5) 点検制度の施行状況について

① 所有者情報の登録状況

所有者情報の登録累計件数は、平成28年3月末で約688万件となり、前年同期に比して約113万件増加し、製造・輸入された特定保守製品の累計台数に対する登録率は約38%、前年同期に比して約1%増加した。

機器別の所有者情報の登録状況は以下のとおり。

<ガス機器>

製造・輸入台数全体の約29%を占めるガス機器の所有者情報の登録累計件数は、約225万件となり前年同期に比して約28万件増加した。

<石油機器>

同じく全体の約22%を占める石油機器の所有者情報の登録累計件数は、約152万件となり、前年同期に比して約24万件増加した。

<電気製品>

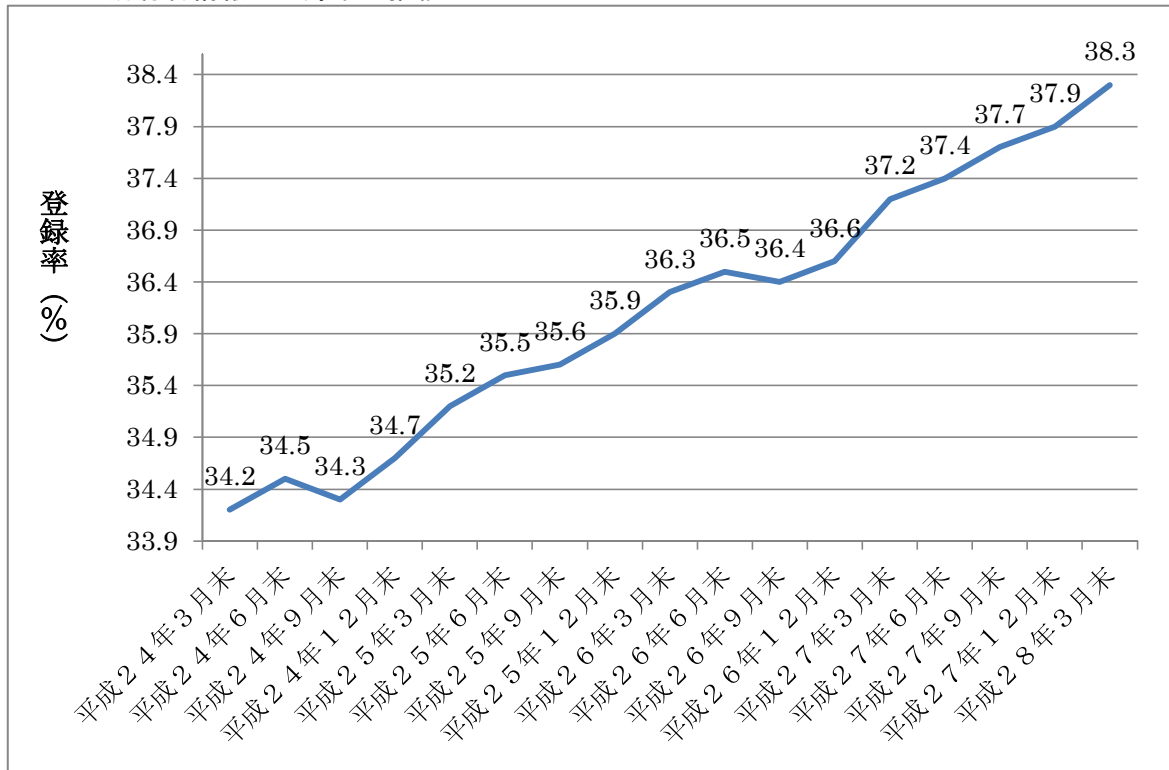
同じく全体の約49%を占める電気製品の所有者情報の登録累計件数は、約310万件となり、前年同期に比して約61万件増加した。

<平成28年3月末現在の所有者情報の登録状況>

		所有者情報 登録累計件数 (千件) (前年同期)	製造・輸入 累計台数 (千台) (前年同期)	登録率 (前年同期)		平成 27年度 登録率
合 計		6876(5741)	17964(15416)	38%	(37%)	45%
機 器 別	ガス機器	2254(1970)	5256(4629)	43%	(43%)	45%
	石油機器	1524(1285)	3974(3434)	38%	(37%)	44%
	電気製品	3098(2487)	8733(7352)	36%	(34%)	44%
品 目 別	屋内式ガス瞬間湯沸器(都)	1061(925)	2191(1919)	48%	(48%)	50%
	屋内式ガス瞬間湯沸器(LP)	671(586)	2010(1778)	33%	(33%)	37%
	屋内式ガスふろがま(都)	440(388)	805(712)	55%	(54%)	56%
	屋内式ガスふろがま(LP)	82(72)	250(219)	33%	(33%)	34%
	石油給湯機	1056(889)	2560(2197)	41%	(41%)	46%
	石油ふろがま	77(68)	208(187)	37%	(36%)	42%
	密閉燃焼式石油温風暖房機	392(328)	1207(1051)	33%	(31%)	41%
	ビルトイン式電気食器洗機	1415(1152)	3798(3243)	37%	(36%)	47%
	浴室用電気乾燥機	1683(1335)	4936(4109)	34%	(33%)	42%

平成24年6月の「長期使用製品安全点検制度及び表示制度の解説（ガイドライン）」の見直し以降、各関係者において、順次、対策がとられているところであり、登録率は年々上昇傾向にある。

＜所有者情報の登録率の推移＞



② 制度の一層の定着に向けた取組

a. 経済産業省における取組

○平成24年6月、ガイドラインの見直し（所有者票等への黄色系統の使用、所有者票の簡素化等の所有者票の改善、統一ロゴマークの設定、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載の推奨、販売事業者等の所有者情報の提供への協力）。

○平成24年7月、流通関係、不動産・建築関係を含む事業者団体等（約80社・団体）へ文書を発出し、当該ガイドラインの改定内容の周知と協力を要請（併せて、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載を推進するよう要請）。

○平成24年9月、長期使用製品安全点検制度（以下、「点検制度」）の解説のためのリーフレット（事業者向け約10万部、消費者向け約15万部）等を作成し、特定保守製品取引事業者（販売事業者等）、関連事業者、消費者等に対し配布。

○平成26年度製品安全セミナーにおいて点検制度の概要説明及び消費者向けリーフレットを配布。関連事業者団体主催シンポジウム（10月開催）の後援及びリーフレットの配布。

○平成27年5月より、製造及び販売（取引）等を含む事業者団体（38社・団体）へ文書を発出し、所有者に対する本制度の説明の徹底、所有者票の代行記入・登録に対する協力、定期的な点検等の際の登録の確認、賃貸住宅の所有者等に対する協力、を要請。

○平成27年度製品安全セミナーにおいて点検制度の概要を説明。

b. 関係工業会における取組

- 制度の周知及び所有者情報の登録促進を図るためのチラシを配布。
- 各種媒体・機会（ホームページ、講習会等）を通じた、点検制度に関する周知活動の展開。
- ガス機器点検員資格制度（ガス点検員育成のための業界自主資格制度）における点検員用名刺への点検制度の統一ロゴマークを使用したシールの貼付。
- 一般消費者向けの啓発ビデオを制作。（平成27年度）

c. 特定製造事業者等における取組

- 各種媒体・機会（ホームページ、修理訪問時、商品説明会等）を通じた、点検制度に関する周知活動の展開。
- 所有者票、製品の取扱説明書、製品カタログ、自社ホームページ等における点検制度の統一ロゴマークの掲載。
- 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載。
- 所有者票登録率の向上のため、販売事業者等の取組みについて優良事例をチラシで取引先に配布。
- 所有者情報を登録した所有者に対し、メーカー保証期間の延長。
- 所有者情報を登録した所有者に対し、抽選で商品券を進呈。（平成27年度）
- 所有者情報を登録した所有者に対し、自社ポイントを付与。（平成27年度）

燃料機器（ガス・石油機器）、電気製品共に、平成28年3月までに、主な特定製造事業者等のほとんどが黄色系統の所有者票等を使用している。

これらの結果、主な特定製造事業者等が各月に生産した特定保守製品のうち、所有者票等への黄色系統の使用又は所有者票の簡素化措置が講じられているものの割合を推計すると、下表のとおりとなる。

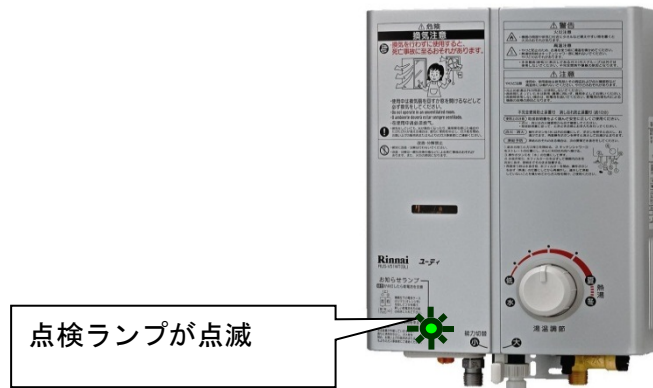
<主な特定製造事業者等における所有者票の改善対策の実施状況>

改善対策	機器の種類	平成24年6月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
所有者票等への黄色系統の使用	燃焼機器	3割程度	8割程度	9割程度	9割程度	9割程度
	電気製品	5割程度	8割程度	9割程度	9割程度	9割程度
所有者票の簡素化	燃焼機器	—	5割程度	9割程度	9割程度	9割程度
	電気製品	1割程度	8割程度	9割程度	10割	10割

③ 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載

点検制度を補完するものとして、経済産業省より、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能搭載の一層の推進を要請したところ、関係工業会では、自主基準を設け、当該機能を搭載した機器の普及を促進している。

<小型湯沸器の点検時期お知らせ機能の表示イメージ>



※使用回数や使用時間などにより、使用年数を推計し、使用時間が設計標準使用期間を過ぎると当該製品の表示部にランプを点滅させるなどして、所有者に対して点検時期の到来の目安を知らせる。メーカー等の点検員のみがリセットできるようにし、その際に、所有者に対し点検を促す。

平成２７年度に主な特定製造事業者等が生産した特定保守製品におけるお知らせ機能の搭載状況は以下のとおり。

<ガス機器>

屋内式ガス瞬間湯沸器（都・ＬＰ）、屋内式ガスふろがま（都・ＬＰ）とも、ほぼ全ての製品にお知らせ機能が搭載されている。

<石油機器>

関係工業会の自主基準によりガス機器、石油給湯機については平成２２年以降、機能の搭載が推進されており、石油給湯機については、平成２４年度から３割程度増加し８割程度の製品にお知らせ機能が搭載されている。また、季節商品であり夏場には取り外される（電源が抜かれる）密閉式石油温風暖房機は、平成２４年度の２割程度から９割程度と大幅に増加している。

石油ふろがまについては、関係工業会の自主基準により平成２４年以降、機能の搭載が推進されており、平成２６年４月より機能が搭載された製品の出荷が開始されていることから、７割程度に増加している。

<電気製品>

ビルトイン式電気食器洗機については、９割以上の製品にお知らせ機能が搭載されている。

浴室用電気乾燥機については、関係工業会により平成２４年に機能を搭載する場合の考え方が示されたこと等により平成２４年度から３割強増加し、７割程度の製品に搭載されている。

<主な特定製造事業者等におけるお知らせ機能搭載率（平成24、25、26、27年度生産分）>

	H24 搭載率	H25 搭載率	H26 搭載率	H27 搭載率
屋内式ガス瞬間湯沸器（都）	94%	94%	98%	98%
屋内式ガス瞬間湯沸器（LP）				
屋内式ガスふろがま（都）	92%	89%	90%	93%
屋内式ガスふろがま（LP）				
石油給湯機	52%	72%	74%	81%
石油ふろがま	0%	0%	48%	72%
密閉式石油温風暖房機	16%	66%	95%	98%
ビルトイン式電気食器洗機	95%	95%	97%	97%
浴室用電気乾燥機	43%	60%	69%	72%

（出所）（一社）日本ガス石油機器工業会、（一社）日本電機工業会調べ。

5. N I T Eの製品事故情報収集の状況

(1) 平成27年度の製品事故情報収集の概要

平成27年度にN I T Eが収集した製品事故情報（重大製品事故及び非重大製品事故の合計）は、2856件であった（前年度比99件減少、3.4%減）。

複数の機関（情報源）から通知・報告された情報のうち重複分を除いた製品事故情報は、2491件で、品目別に前年度の件数と比較すると、増加した品目は家庭用電気製品（283件増）と繊維製品（81件増）で、減少した品目は、燃焼器具（148件減）台所・食卓用品（56件減）、身のまわり品（54件減）であった。

<N I T Eが収集した事故情報件数の推移>

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		件数 増減	前年 度比
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
家庭用電気製品	2580	56.9%	1635	45.5%	1669	39.5%	1460	49.4%	1720	60.2%	260	17.8%
台所・食卓用品	91	2.0%	178	5.0%	90	2.1%	80	2.7%	20	0.7%	-60	-75.0%
燃 焼 器 具	985	21.7%	861	23.9%	1156	27.4%	918	31.1%	660	23.1%	-258	-28.1%
家具・住宅用品	322	7.1%	255	7.1%	234	5.5%	149	5.0%	114	4.0%	-35	-23.5%
乗物・乗物用品	193	4.3%	112	3.1%	117	2.8%	96	3.2%	82	2.9%	-14	-14.6%
身のまわり品	213	4.7%	429	11.9%	190	4.5%	153	5.2%	93	3.3%	-60	-39.2%
保健衛生用品	23	0.5%	23	0.6%	21	0.5%	21	0.7%	11	0.4%	-10	-47.6%
レジャー用品	80	1.8%	60	1.7%	53	1.3%	51	1.7%	51	1.8%	0	0.0%
乳 幼 児 用 品	22	0.5%	14	0.4%	674	15.9%	16	0.5%	11	0.4%	-5	-31.3%
繊 維 製 品	26	0.6%	28	0.8%	21	0.5%	10	0.3%	94	3.3%	84	8.4 倍
そ の 他	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	-1	-1 倍
合 計	4535	100.0%	3595	100.0%	4226	100.0%	2955	100.0%	2856	100.0%	-99	-3.4%

注）・上記の数字は、同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合に、それぞれを1件として算出した受付件数である。N I T Eが収集した重大製品事故は1096件、非重大製品事故は1760件であった。

・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

<N I T Eが収集した事故情報件数の推移（重複を除いたもの）>

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		件数 増減	前年 度比
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
家庭用電気製品	2421	59.8%	1472	46.8%	1485	40.6%	1290	52.8%	1573	63.1%	283	21.9%
台所・食卓用品	79	2.0%	177	5.6%	88	2.4%	75	3.1%	19	0.8%	-56	-74.7%
燃 焼 器 具	729	18.0%	614	19.5%	801	21.9%	624	25.6%	476	19.1%	-148	-23.7%
家具・住宅用品	306	7.6%	243	7.7%	224	6.1%	135	5.5%	110	4.4%	-25	-18.5%
乗物・乗物用品	169	4.2%	101	3.2%	110	3.0%	89	3.6%	73	2.9%	-16	-18.0%
身のまわり品	200	4.9%	415	13.2%	185	5.1%	135	5.5%	81	3.3%	-54	-40.0%
保健衛生用品	21	0.5%	23	0.7%	20	0.5%	20	0.8%	9	0.4%	-11	-55.0%
レジャー用品	75	1.9%	57	1.8%	52	1.4%	48	2.0%	49	2.0%	1	2.1%
乳 幼 児 用 品	21	0.5%	14	0.4%	674	18.4%	15	0.6%	10	0.4%	-5	-33.3%
繊 維 製 品	26	0.6%	26	0.8%	21	0.6%	10	0.4%	91	3.7%	81	810.0%
そ の 他	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	-1	-100.0%
合 計	4047	100.0	3142	100.0	3661	100.0	2442	100.0	2491	100.0	49	2.0%

注）・上記の数字は、同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合、同じ案件として1件として算出した受付件数である。

・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

品目別の構成比は、家庭用電気製品が63.1%を占め、燃焼器具が19.1%で上位2品目は大きな変動はなかったが、繊維製品は前年度の0.4%から3.7%に増加した。これは、同一事業者から同一製品の事故情報があったためである。

平成27年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたため、事故件数が増加した製品は次のとおり。

- ・パソコン（380件、前年度との差375件増）
- ・ACアダプター（256件、前年度との差143件増）
- ・衣類（89件、前年度との差78件増）
- ・フードミキサー（55件、前年度との差49件増）

一方、前年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたが、平成27年度は、事故の発生が大幅に減少したため、事故件数が減少した製品は次のとおり

- ・スチームクリーナー（3件、前年度との差73件減）
- ・食器（5件、前年度との差41件減）

事故情報の情報源別件数は、事業者からの報告が最も多く（1,324件）、情報源別の構成比は46%で、前年度と比較すると249件増加した。

＜NITEが収集した事故情報件数の情報源の推移＞

情 報 提 供 (報 告 者 / 通 知)		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		件数 増減	前年 度比
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
製造事業者等		2307	50.9%	1,479	41.1%	2,203	52.1%	1,075	36.4%	1,324	46.4%	249	23.2
自治体等		260	5.7%	279	7.8%	323	7.6%	339	11.5%	309	10.8%	-30	-8.8%
消 費 生 活 セ ン タ		529	11.7%	503	14.0%	443	10.5%	308	10.4%	154	5.4%	-154	-50.0
国の機関	重大製品事故	1,164	25.7%	1,061	29.5%	961	22.7%	887	30.0%	894	31.3%	7	0.8%
	その他	251	5.5%	190	5.3%	278	6.6%	315	10.7%	150	5.3%	-165	-52.4
消費者及び消費者		1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	2	0.1%	0	0.0%	-2	-100.0
その他		20	0.4%	82	2.3%	14	0.3%	27	0.9%	25	0.9%	-2	-7.4%
小 計		4,532	99.9%	3,594	100.0	4,224	100.0	2,953	99.9%	2,856	100.0	-97	-3.3%
新聞情報等		3	0.1%	1	0.0%	2	0.0%	2	0.1%	0	0.0%	-2	-100.0
合 計		4,535	100.0%	3,595	100.0%	4,226	100.0%	2,955	100.0%	2,856	100.0%	-99	-3.4%

注)「製造事業者等」とは、製造、輸入、販売、公益事業者、業界団体をいう。「自治体等」には、消防、警察を含む。
「国の機関」のうち、「その他」とは、ガス事業法等に基づき、国に報告されたもの等を含む。「その他」とは、病院や施設等からの通知をいう。

(2) 平成27年度の事故情報上位品目

平成27年度事故情報の上位製品となったパソコン及びACアダプターについては、社告に繋がる事故がまとめて報告されたことによる。ガスふろがま（ガス給湯機付含）及びガス給湯機は前年度と比較して大きく減少している。電気ストーブ及び石油ストーブについては年々減少傾向を示していたが、平成27年度はわずかに増加している。

<N I T Eが収集した事故情報上位品目の件数の推移>

製 品	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	件数増減	前年度比
パ ソ コ ン	23	23	21	130	8	11	7	5	380	375	75.0 倍
A C ア ダ プ タ ー	37	95	28	75	523	79	176	113	256	143	1.26 倍
ガ ス ふ ろ が ま (ガス給湯機付含)	211	184	146	236	319	291	281	267	172	-95	-35.6%
ガ ス 給 湯 機	114	93	77	121	134	124	395	261	133	-128	-49.0%
ガ ス こ ん ろ	637	316	181	164	136	116	110	119	106	-13	-10.9%
エ ア コ ン	142	147	103	133	94	99	109	79	103	24	30.4%
衣 類	15	23	14	20	21	21	14	11	89	78	7.1 倍
電 気 ス ト ー ブ	401	258	171	106	110	187	128	67	69	2	3.0%
石 油 ス ト ー ブ	276	145	91	68	100	81	75	60	63	3	5.0%
照 明 器 具	42	60	43	35	55	27	27	63	57	-6	-9.5%

注)・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

(3) 非重大製品事故情報の活用状況

非重大製品事故情報は、重大製品事故報告とともに、経済産業省、消費者庁、N I T Eの3者で定期的に安全対策の検討を行い、事故の再発防止、未然防止に活用している。事故情報が、事業者の自主リコールや注意喚起に繋がった事例は、以下のとおり。

<事例1：製造事業者からの通知>電気カーペットを使用中、コントローラー基板上のチップコンデンサーが絶縁性低下による異常発熱を生じ、コントローラー付近から発煙して拡大被害を生じる事故を発端に同種事故の報告をN I T Eに行い、製品の回収を実施。

<事例2：製造事業者からの通知>省エネをうたった内鍋と底がないリング状の外鍋で構成された陶器製炊飯釜は内鍋を外鍋の中に入れてガスこんろにかけるといった構造であったため、ガスの燃焼に必要な空気が十分に供給されず、不完全燃焼が発生し、CO警報器の鳴動した事故を発端に製品の回収を実施。

<事例3：製造事業者からの通知>コードの曲げに対応するプロテクター部の柔軟性が低い等により、コードとプロテクター部の境界部に集中的に曲げ応力が加わり、断線・スパークが生じる事故を発端に同種事故の報告をN I T Eに行い、製品の回収を実施。

<事例4：製造事業者からの通知>ACアダプター本体側にコードの曲げに対応するプロテクターがなく、曲げ応力が集中する構造であったため、外部の応力でコード芯線が断線し、短絡・スパークが生じる事故を発端に同種事故の報告をN I T Eに行い、製品の回収を実施。

(4) N I T Eにおける製品事故の未然防止対策の取組状況

N I T Eが実施している従来の再発防止業務に加え、製品事故の未然防止対策を検討し、事故のリスク分析や製品横断的な分析を行い、類似事故からの未然防止策の水平展開、非重大製品事故と重大製品事故の因果関係分析、危害シナリオの作成等を実施し、製造事業者や輸入販売事業者が製品の安全設計を実現するために重要な観点を整理した「製品事故100選」を平成27年度に策定し、関係業界団体に提供した。

また、流通事業者から提供された事故情報を基に、製品事故の予兆分析を平成27年度から開始した。

さらに、昨今の輸入製品による事故の増加に対応するため、海外情報の収集・分析や国際連携業務も実施した。

(5) 高齢者関連事故の収集

介護ベッドや電動車いす等の福祉用具による高齢者の事故は、平成22年度から平成26年度までの5年間に、合計147件がN I T Eに通知されている。

このうち、55件(37.4%)が使い始めから1年未満に発生しており、使用に不慣れだったことが事故の原因のひとつと推測される。また、平成26年度は「死亡」、「重傷」といった重篤な被害が198件と多く、そのうち、65歳以上の使用者が被害者となったものは68件(33%)となっている。

高齢者の場合、とっさに危険を回避することが困難であることが考えられ、事故が発生したときに被害が大きくなる傾向があると考えられる。

N I T Eでは、平成27年度9月に、【介護ベッド】、【電動車いす】の使用者に対して、製品事故防止のための、以下の注意喚起を実施している。

【介護ベッド】

(1) 事故件数及び事例

介護ベッドに関して、平成22年度から平成26年度までの5年間に合計62件の通知があり、このうち、死亡事故が22件、重傷被害を受けた事故が21件発生している。

65歳以上の使用者は、59人となっており、このうち22人が死亡している。

介護ベッドによる事故原因としては、ヘッドボードやサイドレール、ベッド用グリップ(手すり)等の隙間に頭や首、手足など身体の一部を挟み込んだことによる事故が最も多く、41件発生しており、このうち28件が「死亡」、「重傷」といった重篤な人的被害の事故となっている。

(2) 注意事項

介護ベッドにより重篤な製品事故を防止するため、次の注意喚起を行っている。

- ・介護ベッドに使用者の頭や手足が入り込みそうな隙間が無いか確認する。

- ・ 使用者の頭や手足が入り込みそうな隙間があった場合、隙間を無くするためのカバー等で覆ったり、事業者が推奨する隙間の小さい部品等に交換する。

【電動車いす】

（１）事故件数及び事例

電動車いすに関して、平成２２年度から平成２６年度までの５年間に合計３９件の通知があり、このうち、死亡事故が２２件、重傷事故が６件発生している。

被害を受けた６５歳以上の使用者は３５人となっており、うち、２２人が死亡している。中でも８０歳以上が１７人で、そのうち死亡は１３人となっている。

電動車いすによる事故原因としては、ハンドル形、ジョイスティック形共に乗車中に転倒又は路肩に転落したことによる事故が多く、２１件（ハンドル形１７件、ジョイスティック形４件）発生している。

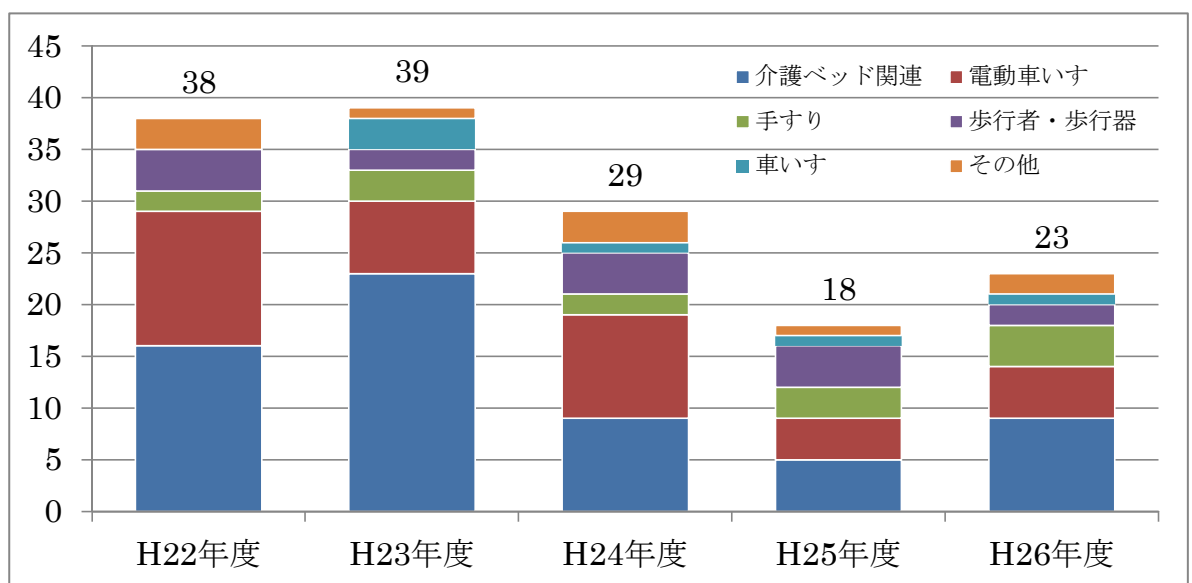
次いでハンドル形電動車いすにおいて「踏切内で列車と接触」したことによる事故が４件発生している。

（２）注意事項

電動車いすによる重篤な事故を防止するため、次の注意喚起を行っている。

- ・ 幅の狭い道路やガードレールがない道路などの走行時は路肩に寄りすぎない。
- ・ 踏切の走行は可能な限り避ける。
- ・ やむを得ず踏切を横断する際は脱輪や線路の溝にタイヤが挟まらないようハンドルをしっかりと握り、線路に対して直角に渡る。
- ・ 充電は十分に行っておく。

＜平成２２年度から２６年度のＮＩＴＥ受け付けの高齢者製品事故の推移＞（福祉用具）



(6) 子ども関連事故の収集

平成22年度から平成26年度までの5年間に、合計113件の子ども（10歳未満）の製品事故がNITEに通知されている。平成22年度では32件であったが、平成26年度では12件と減少傾向であった。

＜人的被害を伴う子どもの重大製品事故数の推移＞

	H22	H23	H24	H25	H26	総計
死亡	1	2	2	2	2	13
重傷	27	20	15	12	9	142
軽傷	1	7	1	1	0	14
人的被害なし	3	3	2	2	1	18
総計	32	32	20	17	12	187

NITEでは特に、自転車とウォーターサーバーに関する注意喚起を行った。

【自転車】

NITEに通知された自転車による子ども、中学生及び高校生の事故は、平成21年度から平成25年度までの間に合計112件（重症事故42件、軽傷事故54件、製品破損15件等）あり、そのうちの36件（32.1%）が4～5月に発生している。製品に起因しない事故82件の中では、「傘や袋などの異物を車輪に巻き込み、車輪がロックして転倒」が19件、「転倒時に生じた亀裂が、その後の使用で拡大し、部品が破損、脱落」が13件、「整備不良のまま走行したため、走行中に部品が破損、脱落して転倒」が9件などと続いている。入学や進学など新たに自転車を購入し使用する機会が増える時期に注意喚起を行った。

（注意事項）

走行時の注意事項を守る、事故の予兆に早めに気がつく等の運転者自身が注意するもののほか、定期的な点検を実施する等、保護者の方がお子様とともに注意していただくことで、未然に防ぐことができるものが多いことから、そのポイント等について紹介した。

具体的には、（１）自転車は体格や使用する目的にあったものを選択する。（２）初めて乗る時は十分に練習を行うほか、講習会に参加する。（３）走行時の注意事項として、①傘を車体に差し込んだり、ハンドルに荷物をつり下げて走行しない。②急ブレーキをかけない。また、ブレーキは前後ブレーキの両方をかける。③雨の日や濡れた道、下り坂等を走行する際はスピードを出さない。④急激なギヤチェンジをしない。（４）定期的な点検を行うとして、①日常的な点検 ②販売店などによる有料点検を紹介した。

【ウォーターサーバー】

ウォーターサーバーは、内部に70℃～90℃の熱湯を蓄えているものが多いと多く、乳幼児（0～6歳）が蛇口を触っているときにチャイルドロックを解除するなどして出湯し、やけどの事

故に至ることがあり、ウォーターサーバーの普及に伴って乳幼児のやけど事故が増加している。

0歳児から6歳児の事故を対象として、N I T Eが収集した事故情報の他に消費者庁と国立成育医療研究センターの収集した情報を含めて、平成19年5月から平成25年12月までに6歳以下の乳幼児のやけど事故情報は全体で40件(40人)発生している。平成22年度までは年数件程度であったものが、平成23年度以降増加し、平成24年度、平成25年度は10件(10人)以上発生している。また、その被害者年齢は、1歳児の事故が最も多く16件(16人)発生し、次いで0歳児の事故が14件(14人)発生しており、0～3歳児の事故件数は37件(37人)で全体の92.5%を占めている。

N I T Eは、平成26年度にウォーターサーバーの使用者及び店舗・公共施設等でのウォーターサーバー設置管理者に対して、事故の未然防止を図るため注意喚起を行った。

(注意事項)

消費者に対しては、① ウォーターサーバーにはやけどのリスクが存在することを理解すること。② 取扱説明書を十分に読み、正しい操作手順で使用する。③ 乳幼児をウォーターサーバーに近づけないようにすること。④ チャイルドロックを解除している様子を乳幼児に見せないようにすること。⑤ 定期的に熱湯が出る蛇口の安全確認すること。

設置者に対しては、① ウォーターサーバーを設置する場合は、職員が常時監視でき、とっさの場合にすぐに対応できる場所を選ぶこと。② ウォーターサーバーの前に柵などを設け、乳幼児だけでウォーターサーバーに近寄れないような対策を講じること。③ 使用者が正しい操作手順や注意事項が分かるよう、本体に操作手順が分かる図記号などを貼付するとともに、やけど注意を呼びかけるポップやリーフレットをウォーターサーバー本体や近傍に貼付・設置すること。を呼びかけた。

また、製造・輸入事業者に対しては、① 機械式温水用蛇口の給湯に要する力、② 機械式温水用蛇口のチャイルドロック解除に要する力及び注水までの操作手順数、③ 電気式注水ボタン及びチャイルドロック解除ボタンの位置及び機能、④ 温水用蛇口、レバー及びチャイルドロックの誘目性(目立ち)に工夫を加え、乳幼児が容易に操作できないなどの配慮をして欲しい旨を示した。

Ⅱ章 製品事故の未然防止・再発防止のための対策

1. 経済産業省の取組

(1) 製品事故の再発防止に向けた取組

① 子ども服の安全性に関するJIS化の検討

子ども服の襟首部分のひもが遊具などに引っかかって起きる窒息などの重篤な事故を防ぐため、平成25年度に、JIS L4129（子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に付属するひもの要求事項）原案を作成した。

② リコール製品の周知について

リコール台数が多く、リコール未対策品の事故が再発している製品を紹介したリコールチラシを作成し、11月の製品安全点検月間時に関係企業・団体等に配布した。

(2) 重大製品事故調査の充実にに向けた取組

重大製品事故報告・公表制度により報告された重大製品事故については、経済産業省の指示により、NITEが原因究明のための技術調査を実施している。技術調査の結果は、リコール指導、規制強化、注意喚起等を行う際の貴重な情報として活用している。

平成23年度にNITEに対して、外部専門家の積極的活用による調査体制の強化、リスク評価による優先的な調査、調査プロセスの進行管理の徹底、消防との連携体制の強化等の要請を行い、調査の迅速化等に取り組んでいる。

① NITEによる重大製品事故調査の状況

平成27年度に経済産業省からNITEに調査を指示した重大製品事故の調査終了までに要した日数の平均は80日であった。

なお、調査期間が6ヶ月を超過したものが26件あり、このうち、他機関や事業者による調査に時間を要したものが21件、NITEの調査に時間を要したものが5件あった。

＜重大製品事故の調査日数＞

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
平均調査日数	74日	79日	69日	73日	79日	79日	80日

② 消防機関との連携

消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等を迅速かつ有効に活用し、消防機関とNITEとの連携及び情報共有の促進を図るため、平成23年6月23日付けで、経済産業省からNITE、消防庁から各消防署に対して、製品火災に関する情報提供の方法、連携スキーム、連携窓口の設置等を内容とする文書を発出し、連携強化を行った。

NITEでは、製品火災事故の事例研究会等を開催し技術的な意見交換を行いつつNITEの業務説明及び情報共有の依頼を行った。また、全国の消防機関への訪問やNITEと消防機関との合同調査の機会を捕まえて、更なる情報共有を依頼する等の連携強化を行った。なお、

N I T Eと消防との合同調査が250件実施された。

2. 事業者等の自主的取組

(1) 関係事業者団体等による注意喚起等

① 家電製品のリコールの注意喚起について【経済産業省後援】

家電製品による火災事故の未然防止のため、平成27年9月、全国電機商業組合連合会が行う高齢者宅訪問事業に対して後援を行い、また消費者庁と連名で各市町村に対して協力の依頼に関する文書を発出した。

② 長期使用製品の注意喚起について【経済産業省後援】

長期使用製品による事故の未然防止及び長期使用製品安全点検制度の普及のため、平成27年10月、一般社団法人リビングアメニティ協会が執り行う住宅部品点検の日シンポジウムに対して後援を行い、会場で長期使用製品安全点検制度に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。

③ 温水洗浄便座による事故防止に向けた注意喚起について【経済産業省後援】

温水洗浄便座による事故の未然防止のため、一般社団法人レストルーム工業会が行う注意喚起活動に対して後援を行った。

(2) 関係事業者との連携による製品安全対策の推進

① オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

製品安全関連四法の遵守については、地方経済産業局、地方自治体及びN I T Eと連携し、立入検査等を実施しているが、近年インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のネット上での販売が増加。このため、平成24年6月に、ネット運営事業者（ヤフー、楽天、D e N A）、平成25年8月に Amazon.co.jp と協力体制を構築し、インターネット上での違反对応を実施している。

② 流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。リコール情報の提供等について、平成24年5月以降、大手家電流通懇談会（現大手家電流通協会）、全国電機商業組合連合会（中小家電）、日本ドウ・イット・ユアセルフ協会と協力体制を構築した。

平成25年度は、日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、日本福祉用具供給協会、Amazon.co.jp、日本リユース機構、ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会と新たに協力体制を構築し、計10事業者・団体にリコール情報の提供等を行っている。

(3) 事業者による自主的取組の促進

① 事業者のリコールの実施を支援

事業者がリコールを実施するにあたっての基本的な考え方や手順等を示した「リコールハンドブック」を策定し公表した（平成19年11月）。平成22年5月には、リコールハンドブックを改定してアフターリコール対策を充実させた。また、平成23年度には、リコールやアフターリコールに関する事例集を作成した。平成24年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。更に、情報通信技術や機器の発達とともにソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など消費者の情報通信手段の多様化や、製品の販売形態の多様化、小売事業者におけるプライベートブランド（PB）製品の取扱量の増加、輸入製品の増加などに伴い製品事故等対応やリコール対応における事業者求められる役割が増大していることなどの社会情勢の変化に対応するため、事業者として必要な行動（アクション）の明確化や取組み事例の紹介やチェックリストを作成し、事業者の製品事故やリコールへの速やかな対応にむけてリコールハンドブックの改訂を行った。（平成28年3月）

② リスクアセスメントの普及・促進

製品事故を未然に防止するため、事業者が製品の設計・開発・製造段階で、リスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの考え方を示した「ハンドブック【第一版】（平成22年5月）」「ハンドブック【実務編】（平成23年6月）」を策定・公表し、事業者への普及を図っている。平成24年度には、ハンドブックの紹介リーフレットや重要なポイントを抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。

③ 事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、製品安全に関する「推奨事項」「取組事例」等を取りまとめた「製品安全に関する事業者ハンドブック」を作成・公表（平成24年6月）。平成24年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成25年度は、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成25年7月）。

また、約2万件のリスク分析結果より、①危害シナリオが明確、②高リスク、③被害者が弱者、④リスク低減策が明確な事故を中心に100件を抽出し、危害シナリオを整理した「製品事故100選」を作成。事業者向けに製品の設計段階でのリスク低減策を提示し、リスクアセスメントのきっかけとなる情報を提供（平成27年6月）。

④ 流通事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

流通事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、流通事業者の取組を「安全原則」と「共通指針」として取りまとめた「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及び「ガイドの解説」を作成・公表した（平成25年7月）。平成25年度は、事業者向けセミナー等でガイドの周知を図った。また、ガイドの内容を参考として、以下の事業者団体がそれぞれの特色を踏まえ、主導的に個別ガイドブックを作成・公表した際には、全面的に支援し、経済産業省ホームページにおいても同時公表した（平成26年4月）。平成26年度は、事業者セミナー等でガイドを周知するとともに、流通事業者等のバイヤーがより安全な製品を調達する際のチェックリストを作成した。平成27年度は、事業者向けセミナー等でガイド及びチェックリストの周知を図った。

- ・ 中小家電販売事業者向け製品安全に関するガイドブック（全国電機商業組合連合会）
- ・ 通信販売業向け製品安全に関するガイドブック（公益社団法人日本通信販売協会）
- ・ ホームセンター業向け製品安全に関するガイドブック（一般社団法人日本ドウ・イト・ユアセルフ協会）

⑤ 製品安全に係る人材育成

サプライチェーン全体で製品安全文化を醸成・普及させていくため、製品安全の実務を行う企業内人材に必要なコンピテンシー（経験・機能）の検討を実施した。また、初級・中級者を対象にした、製品安全に関する基礎的な内容のモデル研修を開発・実施している。平成27年度は、東京、名古屋、大阪で開催し、全5日課程で、延べ約420人が受講した。

⑥ 製品安全対策優良企業表彰

平成19年度から製品安全対策優良企業表彰を実施し、製品安全に対して積極的に取り組む事業者を表彰している。受賞企業における製品安全への好取組事例については、パンフレットの作成や、表彰制度ウェブサイトへの掲載等を通じて紹介を行っている。なお、本制度の創設以降、100企業、8団体が受賞した。

【平成27年度製品安全対策優良企業表彰受賞企業】

＜大企業 製造事業者・輸入事業者部門＞

経済産業大臣賞	株式会社バンダイ
商務流通保安審議官賞	パラマウントベッド株式会社
	日立アプライアンス株式会社



＜大企業 小売販売事業者部門＞

経済産業大臣賞	株式会社イトーヨーカ堂
商務流通保安審議官賞	パナホーム株式会社
優良賞	ダイアナ株式会社
	株式会社ダスキン

＜中小企業 製造事業者・輸入事業者部門＞

経済産業大臣賞	株式会社相田合同工場
商務流通保安審議官賞	有限会社栄工業
	株式会社シナノ
優良賞	東洋羽毛工業株式会社
	ファイン株式会社

＜中小企業 小売販売事業者部門＞

経済産業大臣賞	奈良日化サービス株式会社
---------	--------------

＜特別賞＞

一般財団法人電気安全環境研究所
一般社団法人日本ガス石油機器工業会
ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社

3. 消費者に対する注意喚起

(1) N I T Eの定期プレス公表による注意喚起

重大製品事故報告や、非重大製品事故情報の調査結果等を踏まえ、事故防止の観点から、毎月N I T Eがプレス公表を実施し、消費者に注意喚起を行っている。N I T Eが提供した事故情報や事故の再現映像等は、マスメディアを通じて広く報道されており、平成27年度は、新聞に113回、テレビ等に174回取り上げられた。

＜平成27年度に実施したN I T Eの定期プレス公表＞

平成27年

- 4月23日 ウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故の防止
- 4月23日 春(新学期)は自転車による子ども、中高生の事故が多発します！
- 5月28日 リコールされたACアダプターや充電器を使っていますか？
- 6月25日 夏到来、エアコンや扇風機の火災にご注意ください
- 7月30日 夏本番、アウトドアでのレジャーで使用する製品の事故にご注意ください
- 8月27日 樹脂製踏み台（折り畳み式）の破損転倒事故にご注意！
- 9月17日 福祉用具による高齢者の事故にご注意ください
- 10月29日 長期使用製品安全点検制度をご存じですか？～製品の長期使用に伴う事故にご注意ください～
- 11月26日 電気ストーブ等の電気暖房機器による火災及びゆたんぼやカイロ等による低温やけどにご注意ください
- 12月25日 ガス・石油暖房機器の誤使用による火災事故にご注意ください

平成28年

- 1月28日 配線器具等による事故にご注意ください
- 2月25日 ふろがまによる事故にご注意ください
- 3月31日 新生活を迎える方へ、こんろの誤使用による火災にご注意ください

(2) 広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起

N I T Eは、消費者の誤使用・不注意による事故を防止するため、「身・守りハンドブック2013」を増刷して業務報告会、製品安全セミナーのほか、消費生活センターなどが主催する消費者を対象としたセミナー等で配布した。

注意喚起リーフレットについては、新生活、子ども、高齢者、夏、冬の5テーマに絞り込んで作成するなど、効率的な注意喚起を目指した。そのうち、新生活に向けての注意喚起リーフレットについては、大学生協等の要望を受けて、2月に配布を開始した。

(3) 製品安全セミナー、製品安全総点検週間における周知

製品事故情報や安全な製品の使用方法等について周知する消費者向けの「製品安全セミナー」を毎年全国で開催しており、平成27年度は、全国14ヶ所でセミナーを開催した。平成27年度末までの開催実績は計123回、参加延べ人数は約23200人となった。

また、11月を「製品安全総点検月間」として、各経済産業局、NITE及び民間企業等と連携し、全国規模で製品安全の重要性を周知する活動を実施しており、平成27年度は、11月12日に「第10回製品安全総点検セミナー」を開催して、製品安全対策優良企業の表彰式を行うとともに、製品安全に関する有識者による講演を行った。

(4) 政府広報等を活用した注意喚起

経済産業省では、内閣府の政府広報ツールを活用し、インターネットTVやラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起を実施している。

<平成27年度に政府広報等を活用して実施した注意喚起>

平成27年

- 4月4日、5日 ラジオ「なるほど!ニッポン情報局」暮らしに潜む製品事故
- 4月6日～12日 インターネットテキスト広告(Trend Match) 新生活スタート!
- 6月11日 政府インターネットTV
 - エアコン・扇風機の発火、火災やトラッキング現象に注意!
- 7月 モバイル端末広告 アウトドアにおける製品事故に注意を!
- 7月25日、26日 ラジオ「なるほど!ニッポン情報局」
 - アウトドアにおける製品事故に注意を!
- 8月 政府インターネット広告 長期使用製品安全点検・表示制度に関して
- 9月 政府インターネットTV「徳光&木佐の知りたいニッポン! (20分番組)」
 - 高齢者の製品事故を防ごう!
- 9月 政府インターネット広告 高齢者の製品事故を防ごう!
- 10月29日～11月4日 ラジオ番組内読み上げ 製品安全総点検月間
- 11月 政府広報オンライン「お役立ち記事」SNS投稿 冬の製品事故防止

平成28年

- 1月19日 政府インターネットTV 冬の製品事故 除雪機・暖房器具
- 3月12日、13日 ラジオ「なるほど!ニッポン情報局」
 - 新生活に向けて、家の中の製品を見直そう!

(5) 消費者教育（小学校高学年向け）

小学校高学年を対象にして、製品安全を確保するための、製造事業者、販売事業者、使用者のそれぞれの役割や、安全を示すマークの意味などを学ぶための教材を開発し、公表した（平成26年3月）。27年度は教材の普及を図るべく、全国5箇所の小学校でモデル授業を実施した。

4. 国際連携の状況・海外動向の収集

(1) 国際的な枠組みでの取組

平成22年4月、OECD・消費者政策委員会の下にワーキングパーティが設置され、各国のリコール情報を単一のウェブサイトを集約する等の検討が開始された。データフォーマット、使用言語、用語の整合性等の検討が行われ、平成24年10月19日、英語を使用言語とする米国、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリアが、各国の製品リコールの最新情報を英語で提供するグローバルリコールポータルサイトを立ち上げた。今後は多言語に対応したシステムに拡大する方向で検討が行われており、消費者庁において平成26年度中にグローバルリコールポータルサイトにリコール情報の提供を開始した。平成27年度には、OECD・製品安全作業部会において、オンラインでの製品の取引に関する議論が開始される予定。

(2) 多国間の枠組みでの取組

平成27年2月にオランダで開催されたICPHSO（国際消費者製品健康安全機関）総会では、NITEから、流通事業者との連携によるリコールの効果的な実施等について、日本の取組状況を説明した。

平成27年10月のデンマーク（ビルン）及び平成28年2月の米国（オランダ）で開催されたICPHSO（国際消費者製品健康安全機関）において、NITEから、日本における製品安全施策の状況、並びに、今後の取り組みとして、消費者から事業者へ通知される製品使用時のクレーム情報（異臭、異音等）を分析し事故に至る可能性を判断できるようなシステムの構築の検討している旨の報告を行った。海外からは、ボタン電池の子供による誤飲対策として、ボタン電池が溶け出すことで化学火傷を起こすことを防ぐためのコーティング処理について業界と連携していること、欧州でのオンライン販売製品に係るガイダンス案作成などについて報告があった。

(3) 中国との取組

平成19年4月、経済産業省と中国AQSIQ（国家質量監督検閲検疫総局）との間で、製品安全の協力関係を構築する覚書を大臣級で締結し、これに基づき、毎年、定期協議を開催している。平成24年度は、第5回定期協議の合意に基づき、7月に日本の製品安全関連法に係る中国の事業者向けセミナーを開催（於、中国）。平成24年10月には中国政府職員向け製品安全研修（於、日本）、11月には第6回定期協議（於、日本）の開催を予定していたが、中国側から延長の申し入れがあり、現在は全ての協力事業がストップしている。

(4) 米国との取組

平成18年11月、経済産業省及びNITE、CPSC（消費者製品安全委員会）の三者間で、協力ガイドラインを締結した。平成24年2月及び平成28年2月のICPHSO年次総会が開催された際にNITE理事長とCPSC委員長が会談し、今後の協力について確認等を

行った。また、C P S Cから得た米国リコール情報に基づき、日本国内での販売事業者が確認された製品にはリコール等の再発防止の取組の指導を実施している。平成24年7月には、C P S Cが日本を訪問し、経済産業省とガスこんろやライターの安全規制について意見交換を実施するとともに、(財)ガス機器検査協会や産業技術総合研究所と意見交換を行った。平成25年9月には、C P S Cが日本を訪問し、経済産業省と意見交換を実施するとともに、ライターの安全規制について産業技術総合研究所等と意見交換を行った。平成27年8月には、C P S Cが経済産業省及びN I T Eを訪問し、平成25年度の意見交換を受けて策定された米国でのガスこんろの安全性確保のための基準案について報告が行われた。